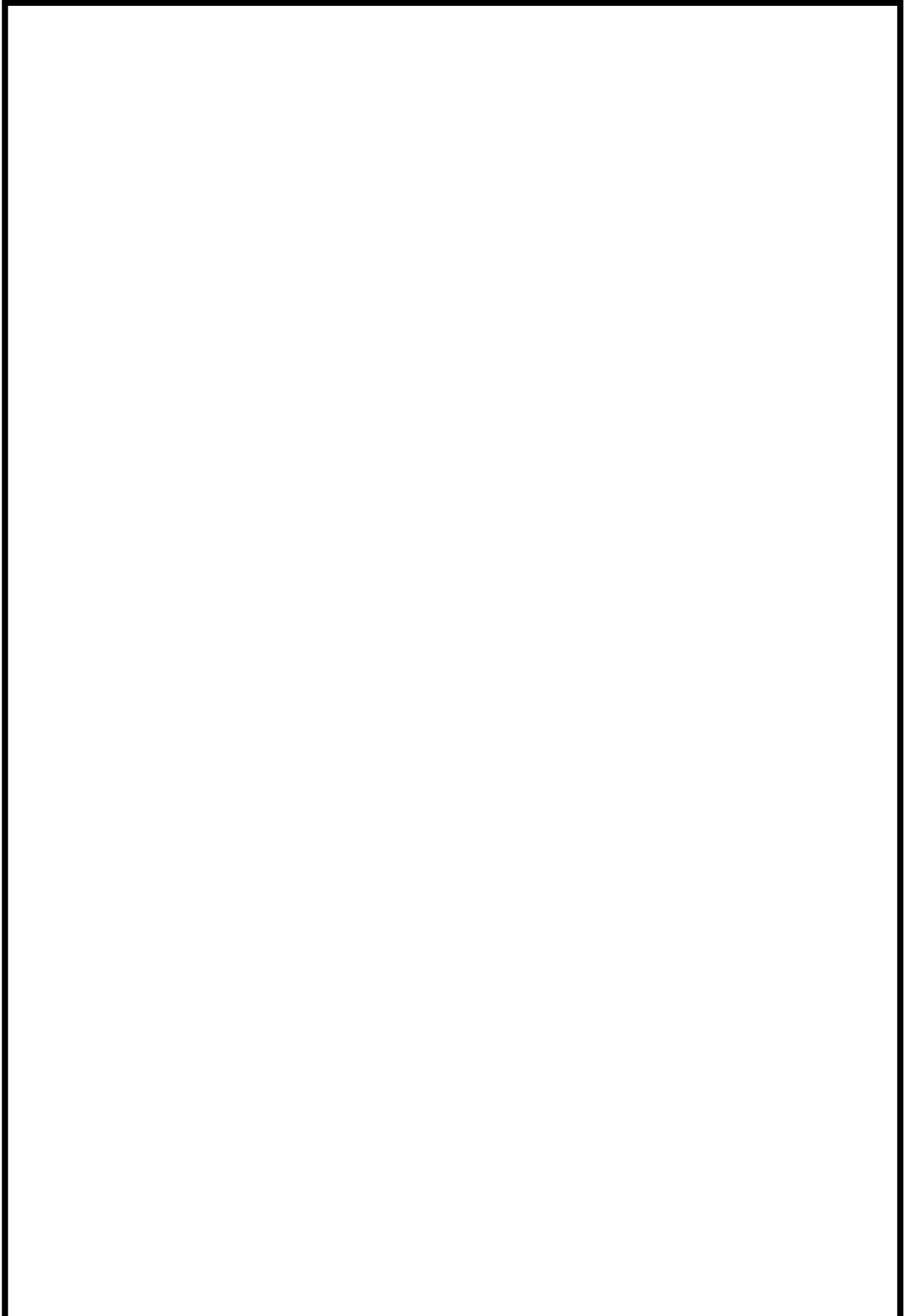


文書規程
(抜粋)

制 定	社規	157,	30.	5.	1
全部改正	社規	660,	41.	10.	1
全部改正	社規	1,416,	60.	4.	1
一部改正	社規	1,844,	26.	2.	1

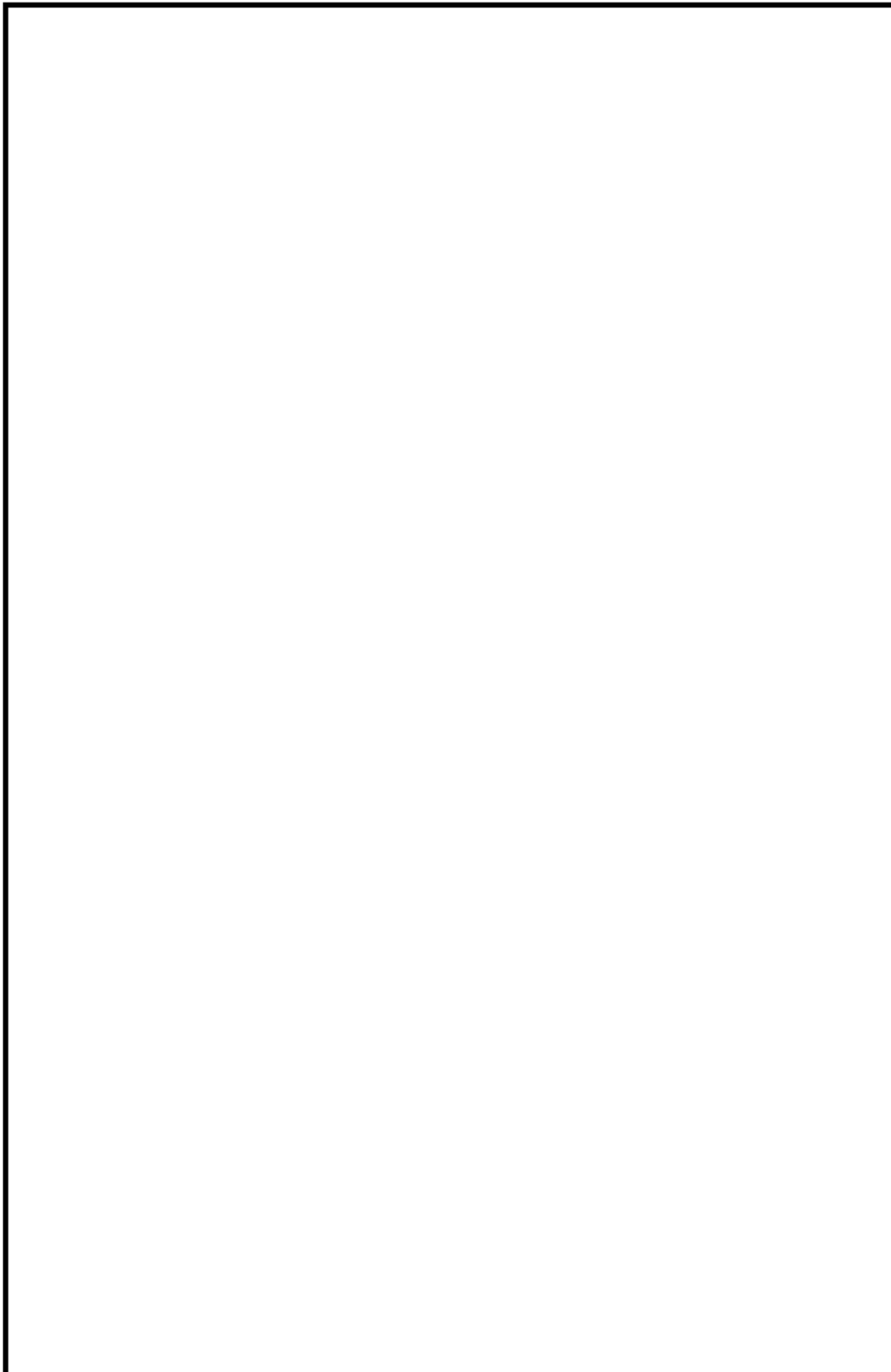


本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

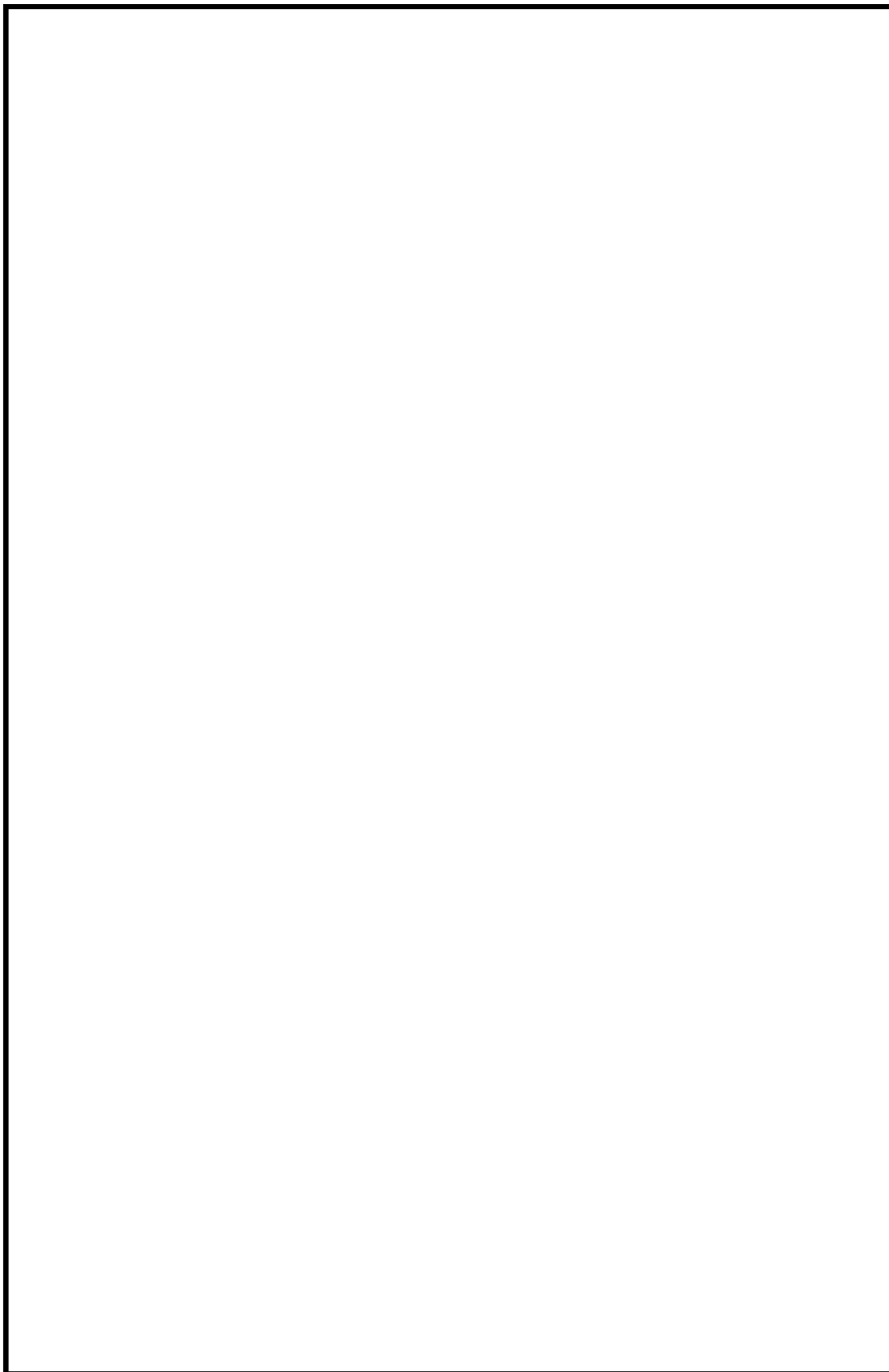
文書規程 文書取扱細則

規程社規	第 157号	1955年 5月1日	制定
社規	第1,928号	2020年 4月1日	改正
細則庶庶準則	第 11号	1966年10月1日	実施
準則	第 103号	2021年 4月1日	改正

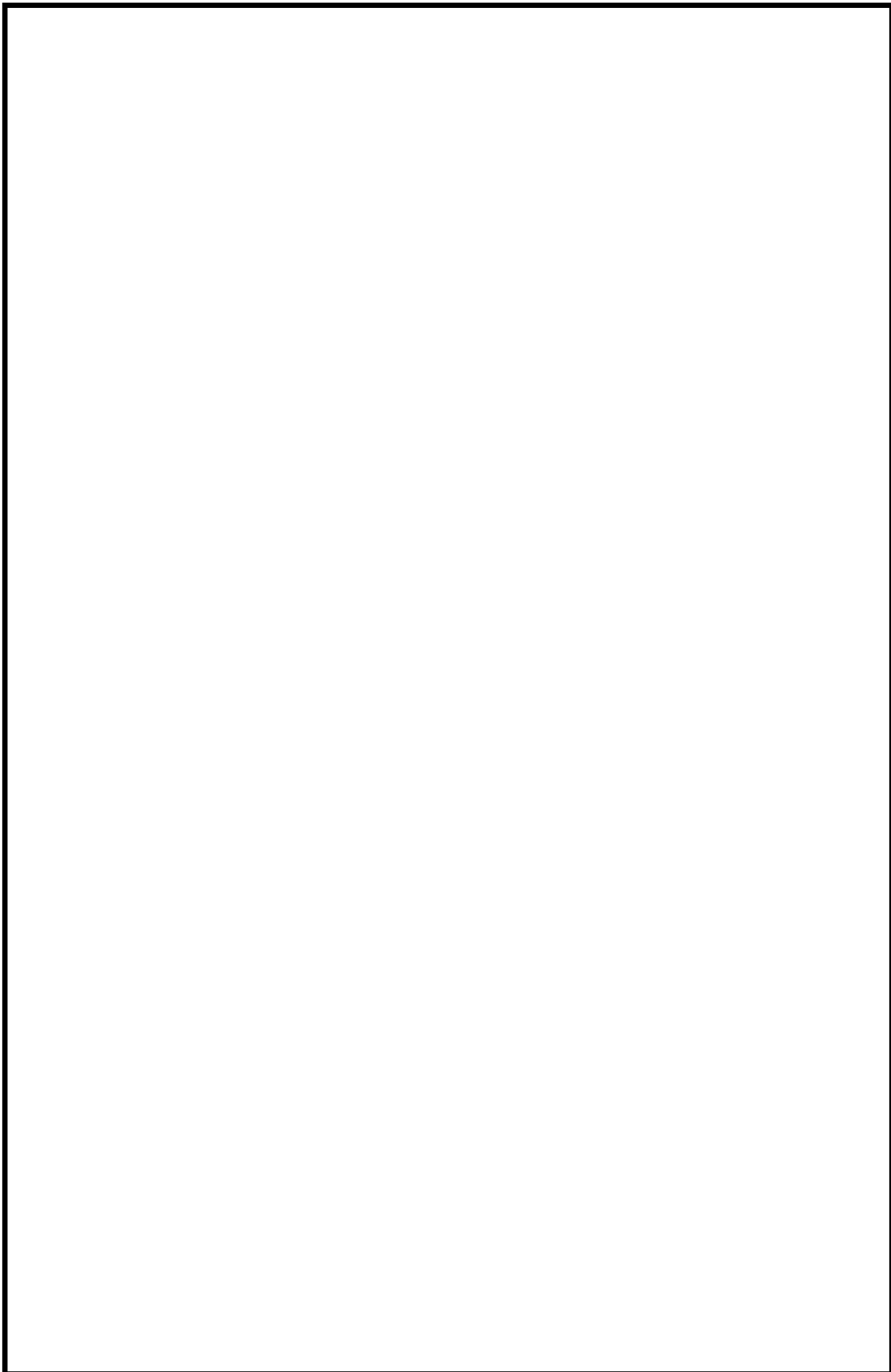
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



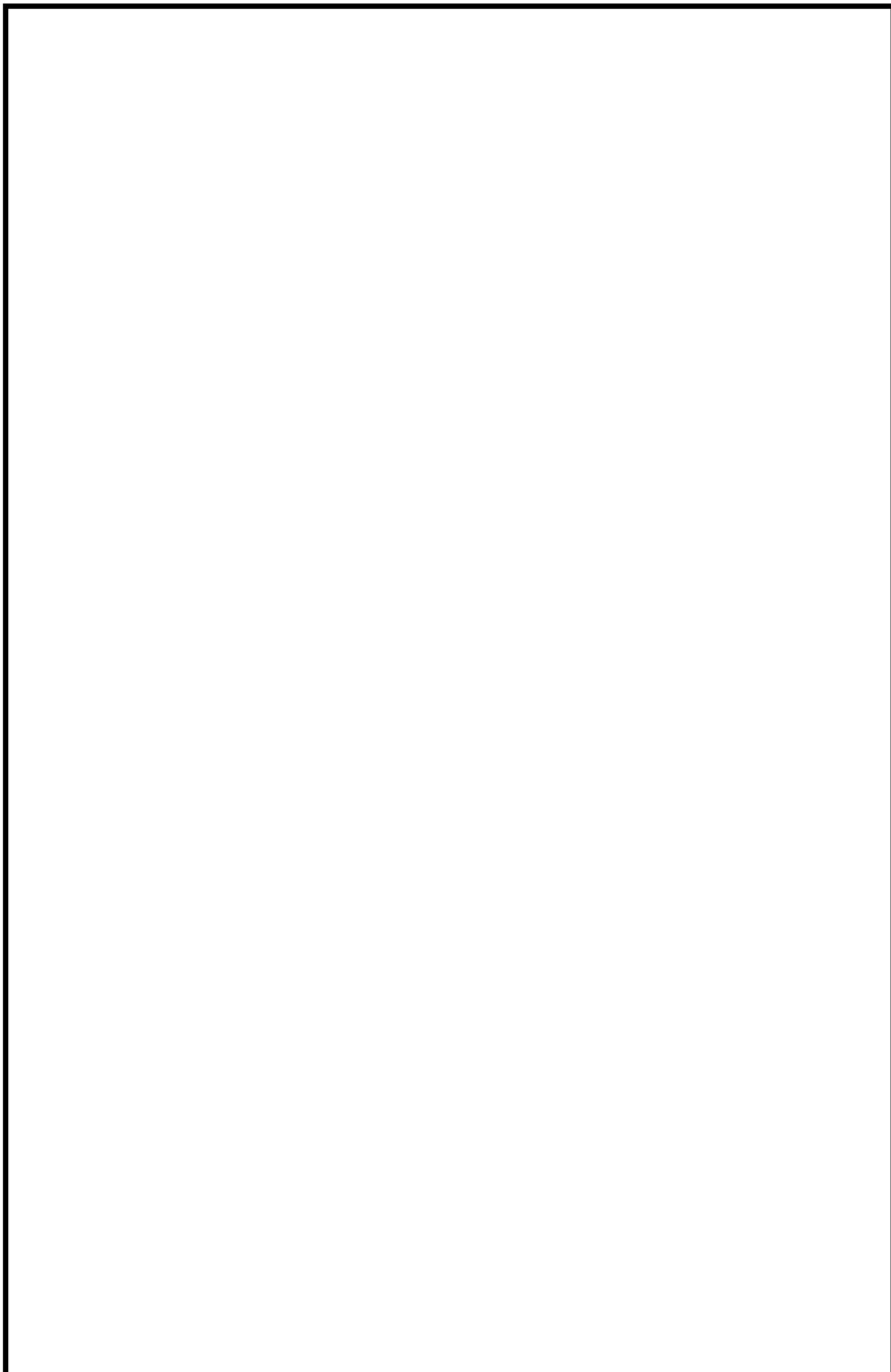
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



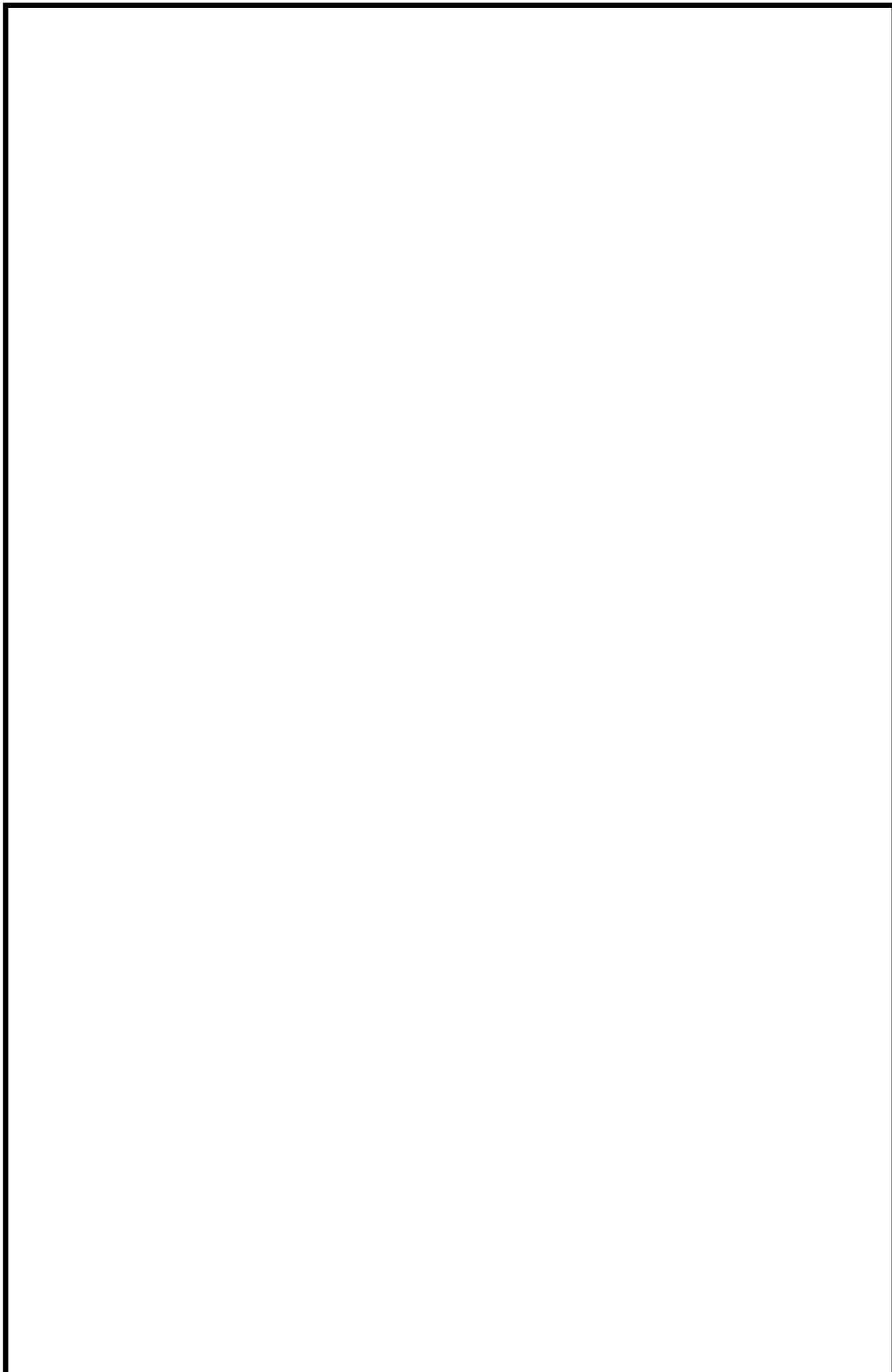
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



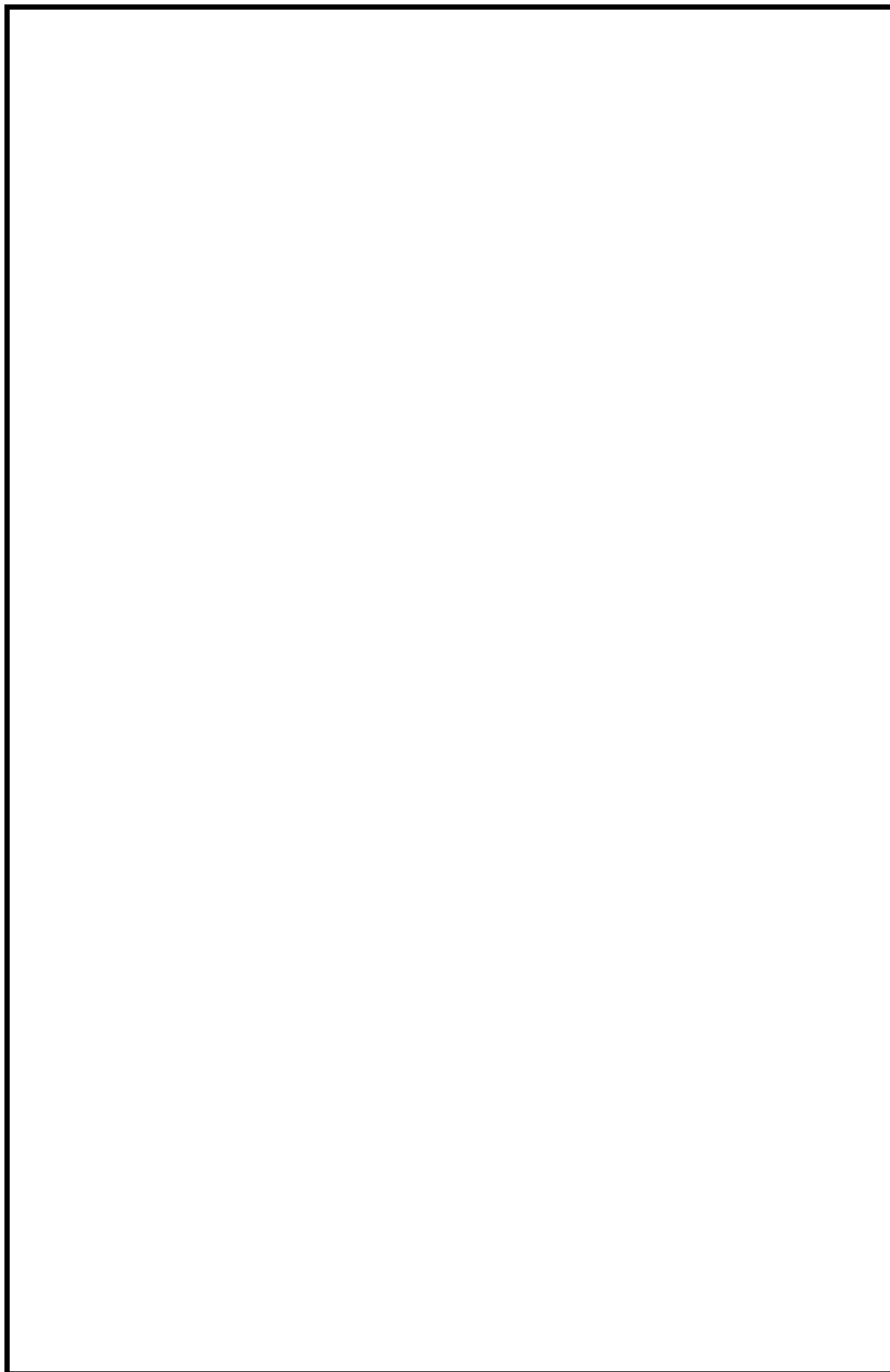
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



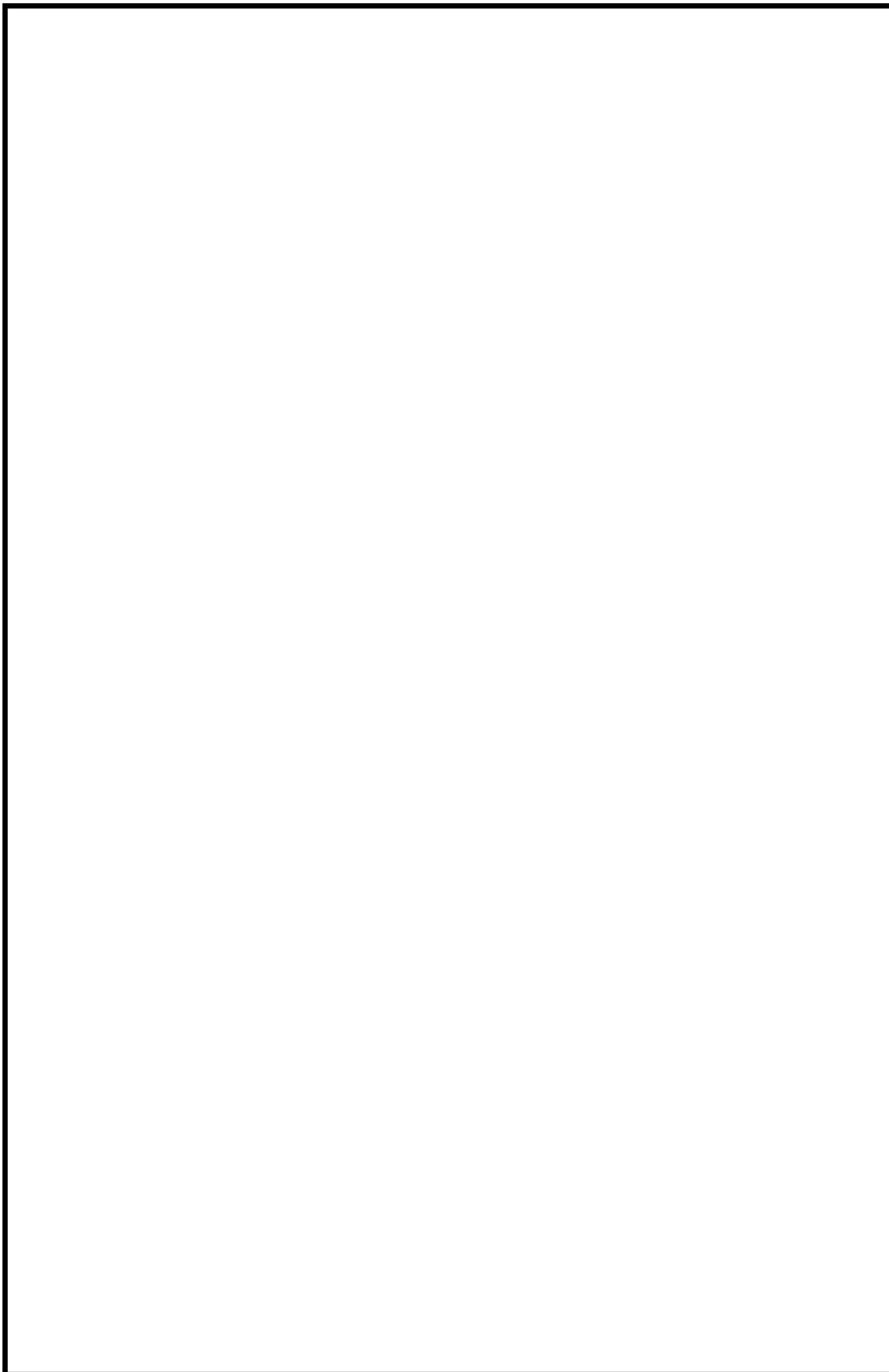
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



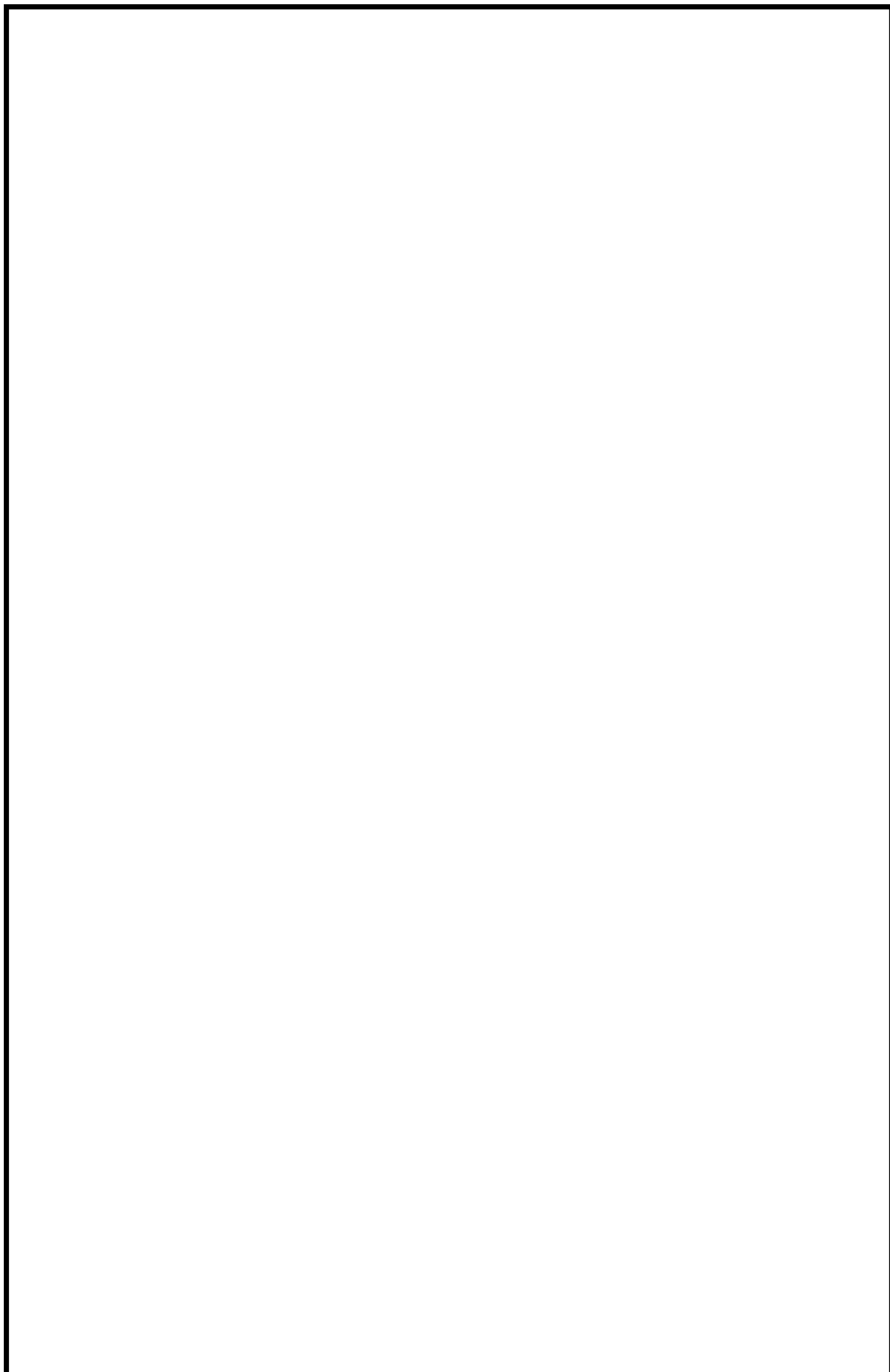
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



文書取扱細則 新旧対照表 (平成27年10月1日施行)

(下線は改正部分)

改 正 前	改 正 後	改 正 理 由
(庶庶準則 第11号 昭和41年10月1日 実施) (〇 準 則 第42号 平成26年 2月 1日 改正)	(庶庶準則 第11号 昭和41年10月1日 実施) (〇 準 則 第55号 平成27年 10月 1日 改正)	

(別紙)

(下線は改正部分)

改 正 前	改 正 後	改 正 理 由

以 上

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

文書取扱細則 新旧対照表 (平成28年1月1日施行)

(下線は改正部分)

改正前	改正後	改正理由
庶庶準則 第11号 昭和41年10月1日 実施) (コ 準則 第 <u>55</u> 号 平成 <u>27</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日 改正)	庶庶準則 第11号 昭和41年10月1日 実施) (コ 準則 第 <u>61</u> 号 平成 <u>28</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日 改正)	

(下線は改正部分)

改 正 前	改 正 後	改 正 理 由

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

文書取扱細則 新旧対照表（平成28年2月1日施行）

（下線は改正部分）

改 正 前	改 正 後	改 正 理 由
（庶庶準則 第11号 昭和41年10月1日 実施） （コ 準 則 第 <u>61</u> 号 平成 <u>28</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日 改正）	（庶庶準則 第11号 昭和41年10月1日 実施） （コ 準 則 第 <u>65</u> 号 平成 <u>28</u> 年 <u>2</u> 月 <u>1</u> 日 改正）	

以 上

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

(注) 2021.6.23

「改正前」欄に記載の準則改正日等は誤り。

【誤】61号 平成28年1月1日改正

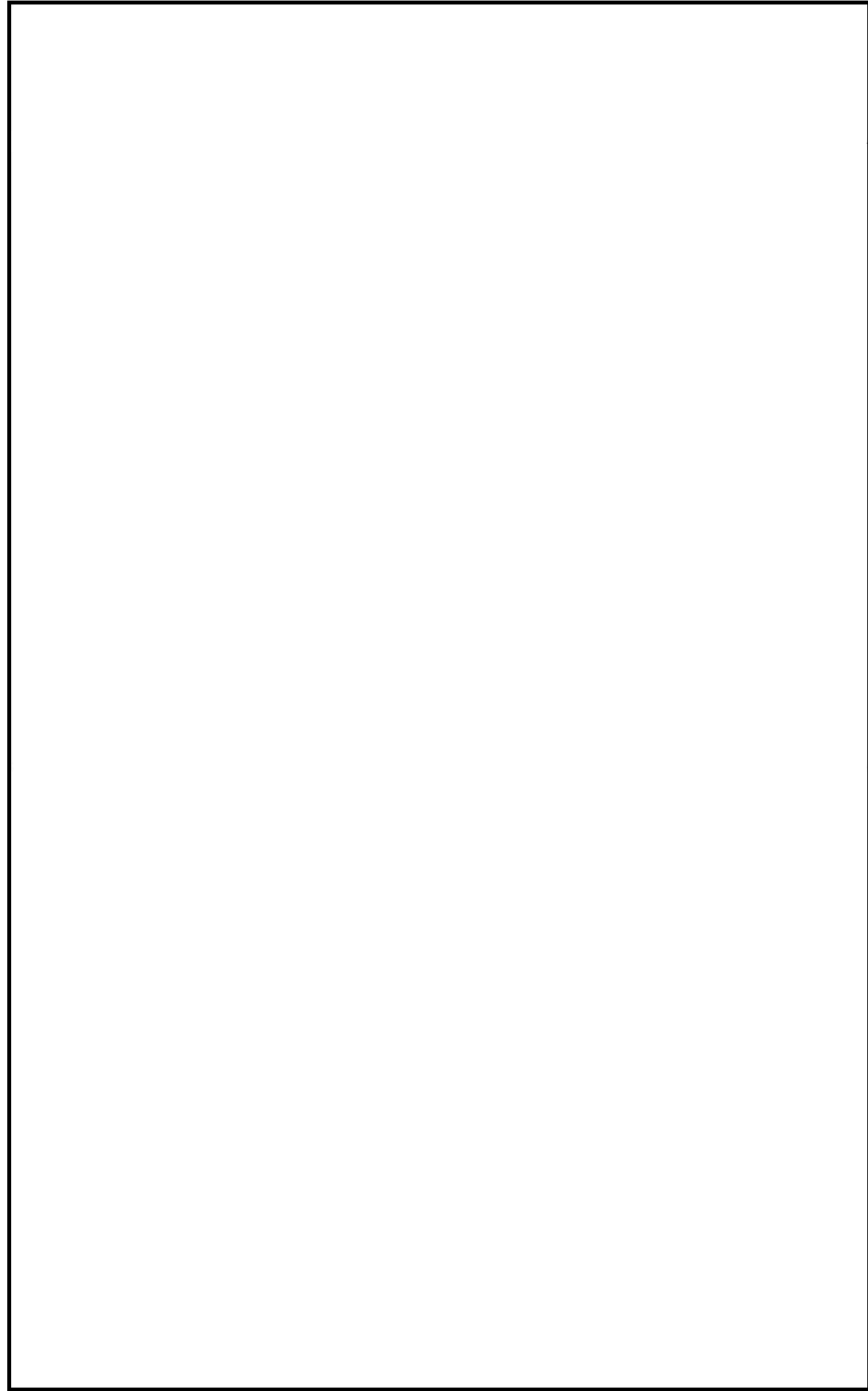
【正】65号 平成28年2月1日改正

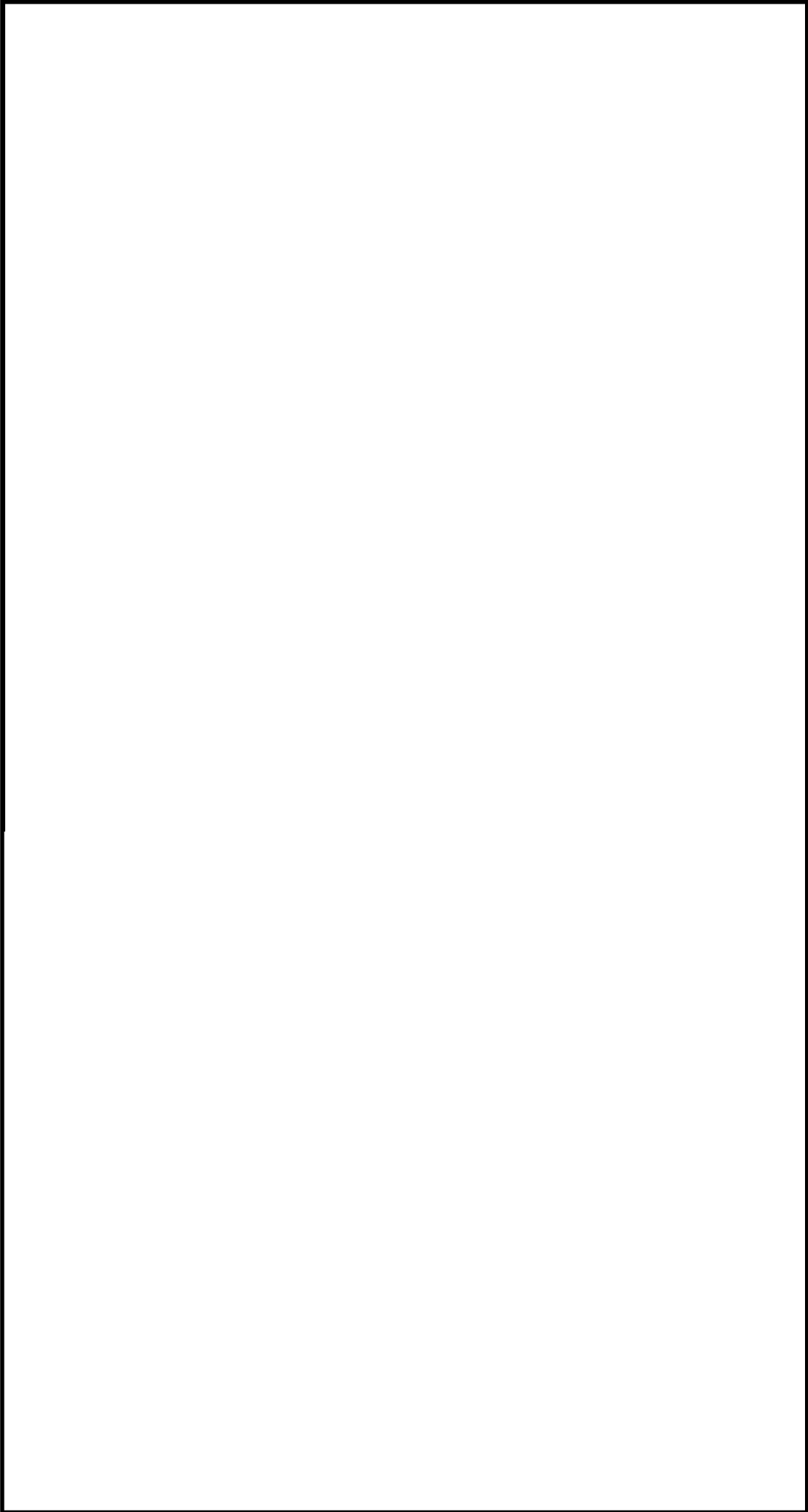
なお、内容は65号の内容となっており、問題ない。

文書取扱細則 新旧対照表 (平成29年10月1日実施)

(下線は改正部分)

改正前	改正後	改正理由
{ 庶務準則 第 <u>61</u> 号 昭和 41年 10月 1日 実施 } { コ 準 則 第 <u>28</u> 年 <u>1</u> 月 <u>1</u> 日 改正 }	{ 庶務準則 第 <u>79</u> 号 昭和 41年 10月 1日 実施 } { コ 準 則 第 <u>29</u> 年 <u>10</u> 月 <u>1</u> 日 改正 }	





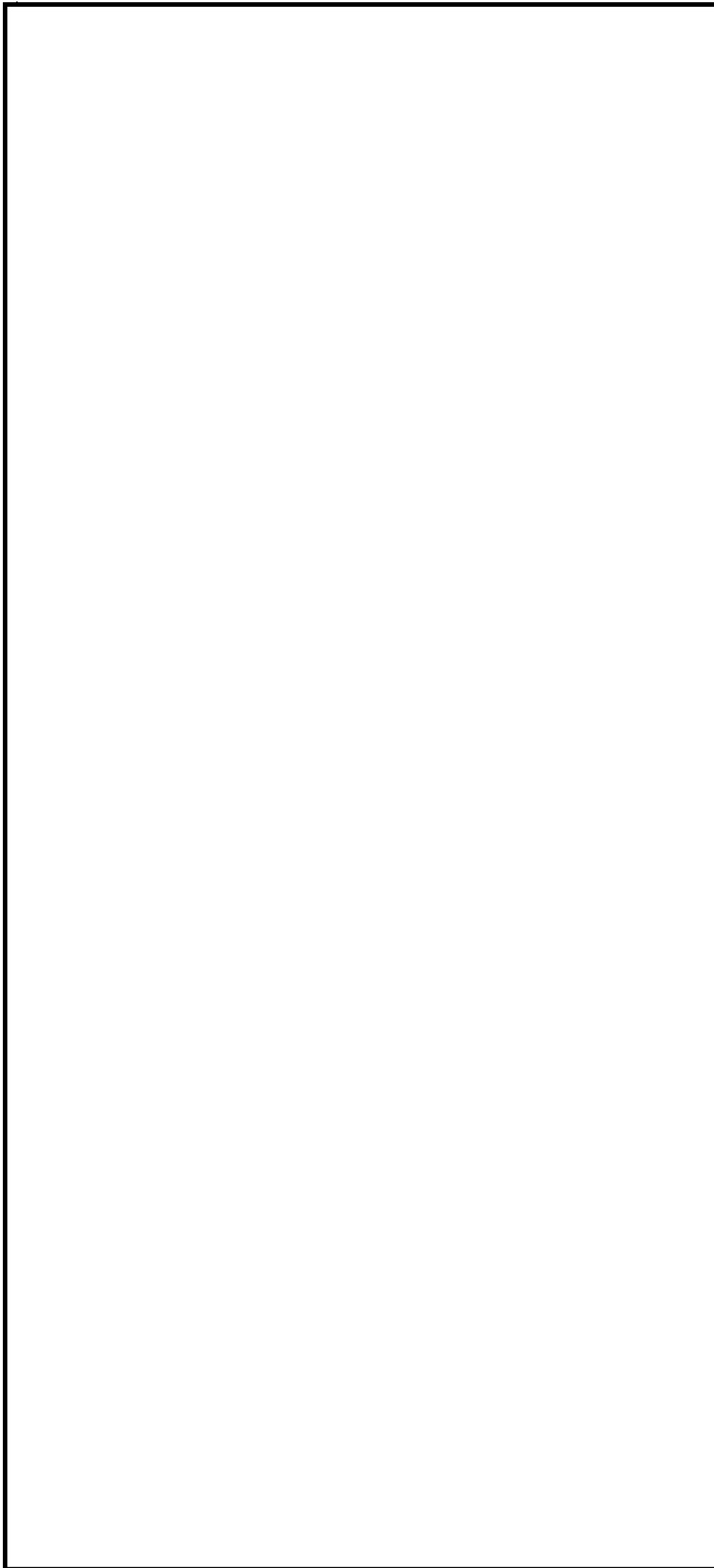
以上

本資料のうち、株票の内容は機密に係る事項のため公開できません。

文書取扱細則 新旧対照表（平成29年12月26日実施）

		改正後		改正理由
改正前	改正後	改正後	改正後	
庶庶準則 第 11 号 昭和 41 年 10 月 1 日 実施 コ 準 則 第 79 号 平成 29 年 10 月 1 日 改正	庶庶準則 第 11 号 昭和 41 年 10 月 1 日 実施 コ 準 則 第 82 号 平成 29 年 12 月 26 日 改正			

(下線は改正部分)



以上

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

文書取扱細則 新旧対照表 (平成30年2月1日施行)

(下線は改正部分)

改正前	改正後	改正理由
{ 庶庶準則 第 11 号 昭和 41 年 10 月 1 日 実施 } { コ 準 則 第 82 号 平成 29 年 12 月 26 日 改正 }	{ 庶庶準則 第 11 号 昭和 41 年 10 月 1 日 実施 } { コ 準 則 第 83 号 平成 30 年 2 月 1 日 改正 }	

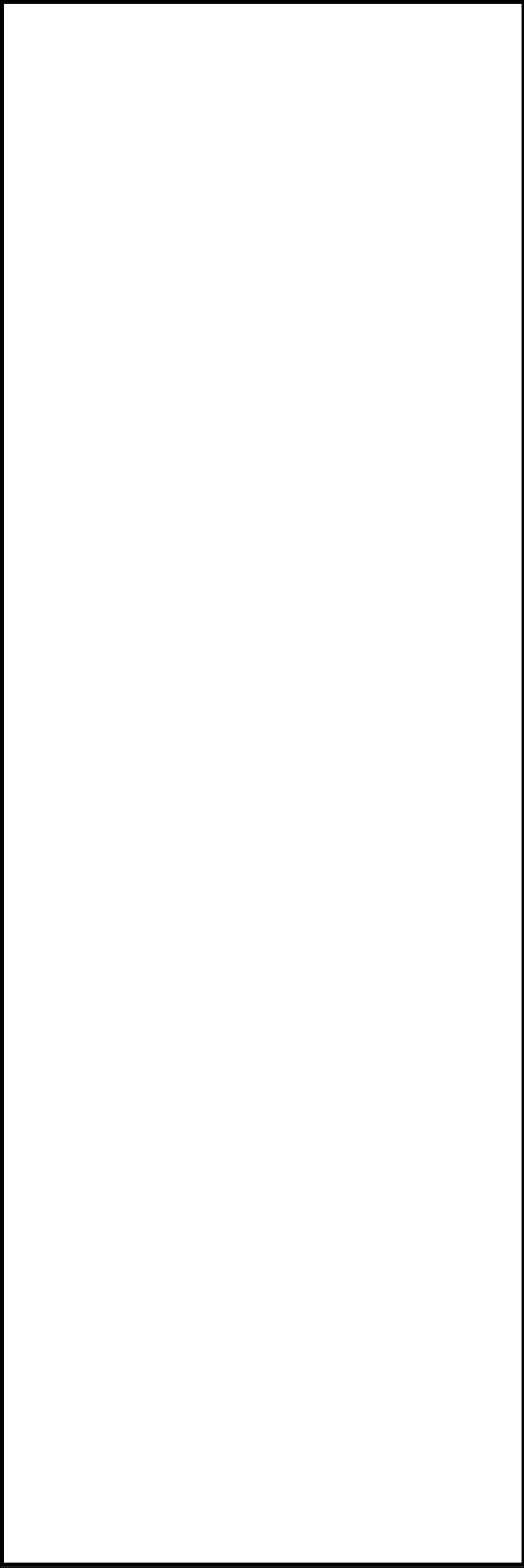
以上

文書取扱細則 新旧対照表 (2019年9月20日実施)

本資料のうち、構成員の内容は機密に係る事項のため公開できません。

(下線は改正部分)

改正前	改正後	改正理由
<p>文書取扱細則</p> <p>[細則 庶務準則 第 11 号 1966年10月1日 実施]</p> <p>[細則 庶務準則 第 <u>83</u> 号 <u>2018年2月1日</u> 改正]</p>	<p>文書取扱細則</p> <p>[細則 庶務準則 第 11 号 1966年10月1日 実施]</p> <p>[細則 庶務準則 第 <u>XX</u> 号 <u>2019年9月20日</u> 改正]</p>	



以上

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

文書取扱細則 新旧対照表 (2020年4月1日実施)

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に属する事項のため公開できません。

(下線は改正部分)

改正前	改正後	改正理由
庶庶準則 第11号 1966年10月1日 実施 ニ準則 第 <u>94</u> 号 <u>2019</u> 年 <u>9</u> 月 <u>20</u> 日 改正	庶庶準則 第11号 1966年10月1日 実施 ニ準則 第 <u>98</u> 号 <u>2020</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日 改正	

--

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

以 上

本資料のうち、特許みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

文書取扱細則 新旧対照表 (2021年4月1日実施)

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

		(下線は改正部分)	
改	正	改	正
前	後	理	由
<p>(細則 庶庶準則 第 11号 1966年 10月 1日 実施) (細則 コ準則 第 96号 2020年 4月 1日 改正)</p>	<p>(細則 庶庶準則 第 11号 1966年 10月 1日 実施) (細則 コ準則 第 103号 2021年 4月 1日 改正)</p>		

改正前 改正後 改正理由

--	--	--

以上

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

文書番号	QMS4-01-X00-12
制定日	H20. 2. 1
承認日	H26. 1. 31
施行日	H26. 2. 7

文書・記録管理基本要領

中国電力株式会社

電源事業本部

文書番号	QMS4-01-G01-10
制定日	H22. 2. 1
承認日	H26. 2. 6
施行日	H26. 2. 7

電源事業本部（原子力品質保証，原子力管理，
原子力安全技術，原子力建設）
文書・品質記録管理手順書

中国電力株式会社

電源事業本部（原子力品質保証）

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

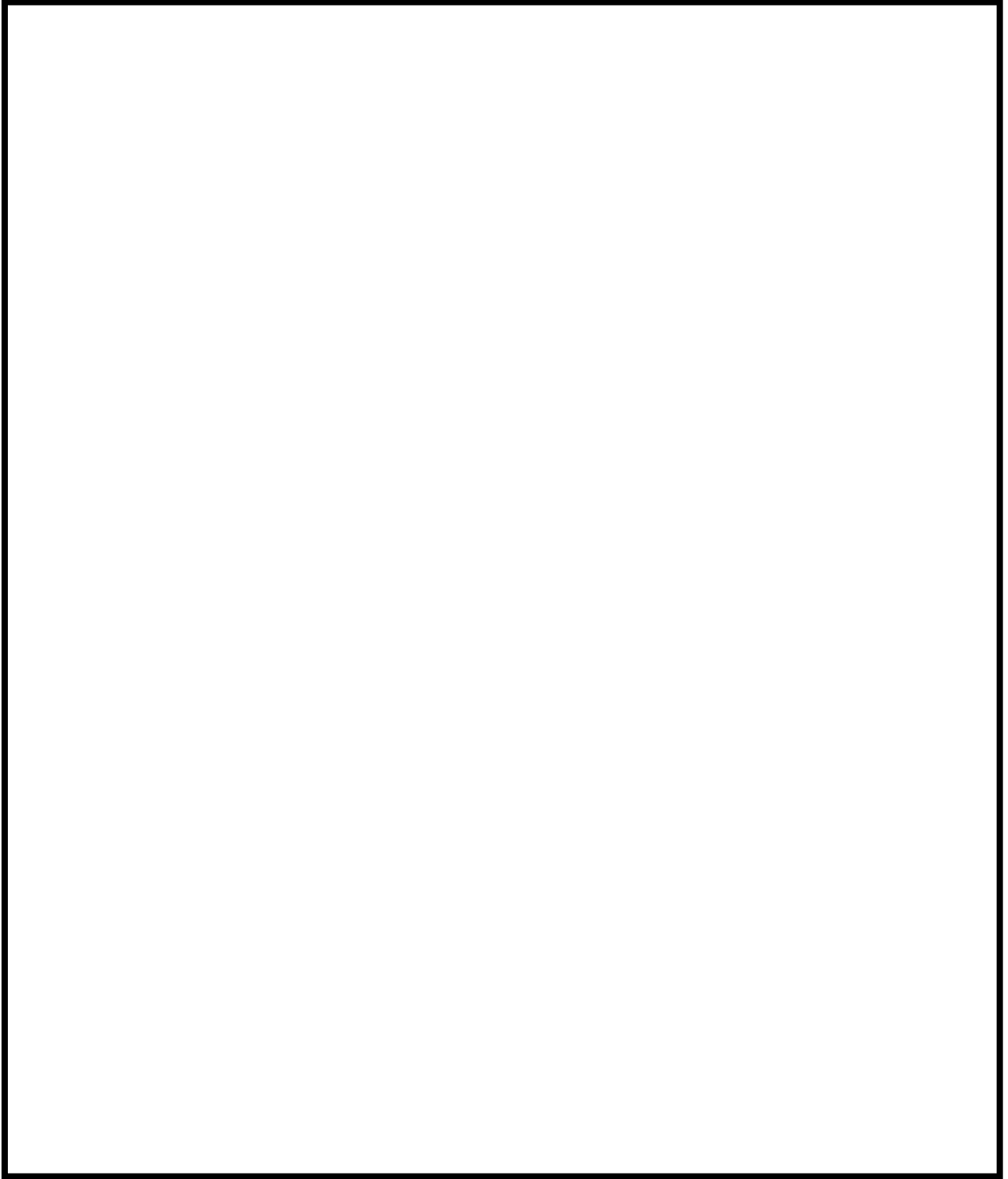
廃止文書

文書番号	QMS4-01-G02-04
制定日	H22. 01. 28
承認日	H26. 11. 07
施行日	H26. 11. 11

電源事業本部（原子力品質保証，原子力管理，原子力安全技術，原子力建設）文書・記録の保管に関する手引き

電源事業本部（原子力品質保証，原子力管理，原子力安全技術，原子力建設）

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

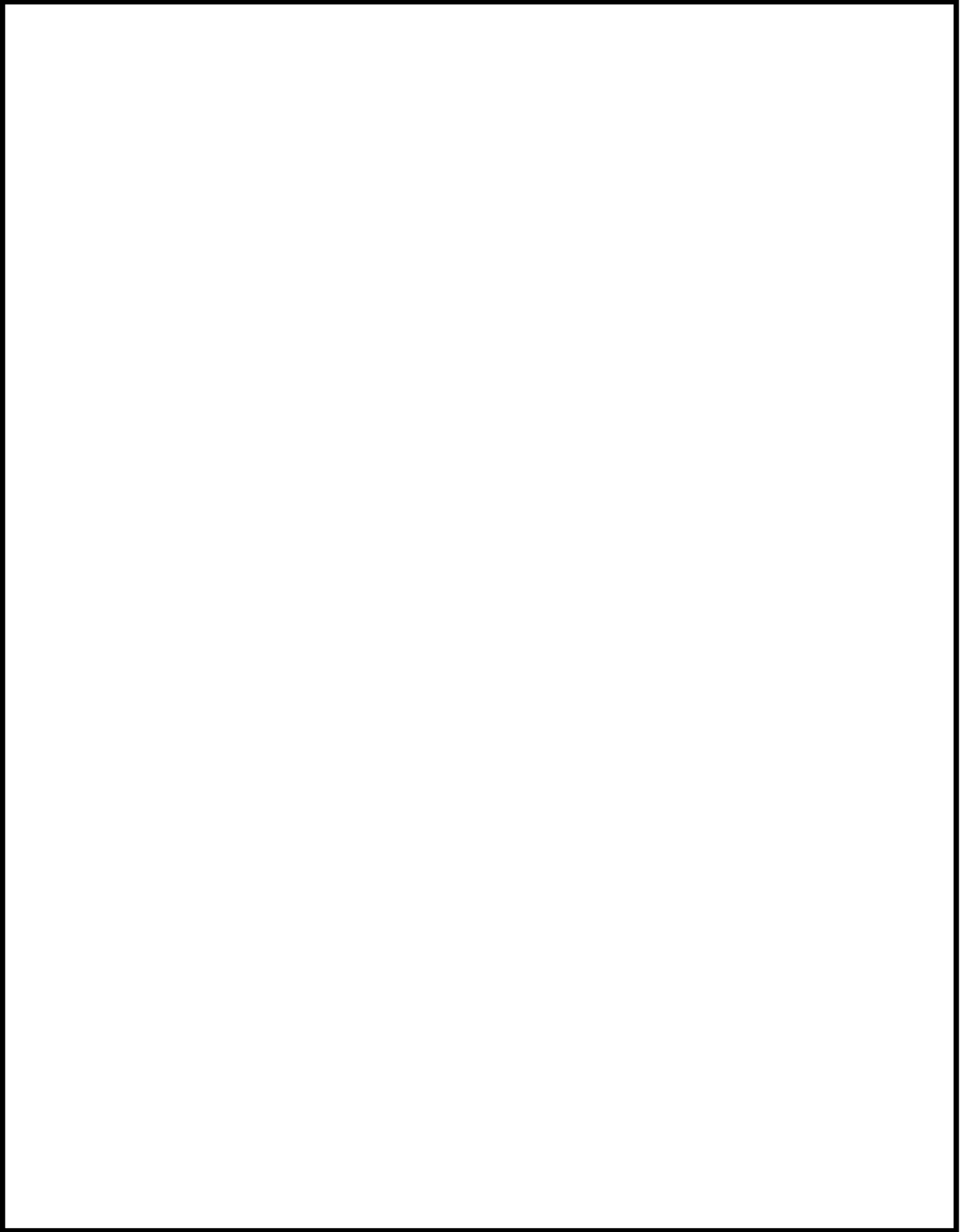
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



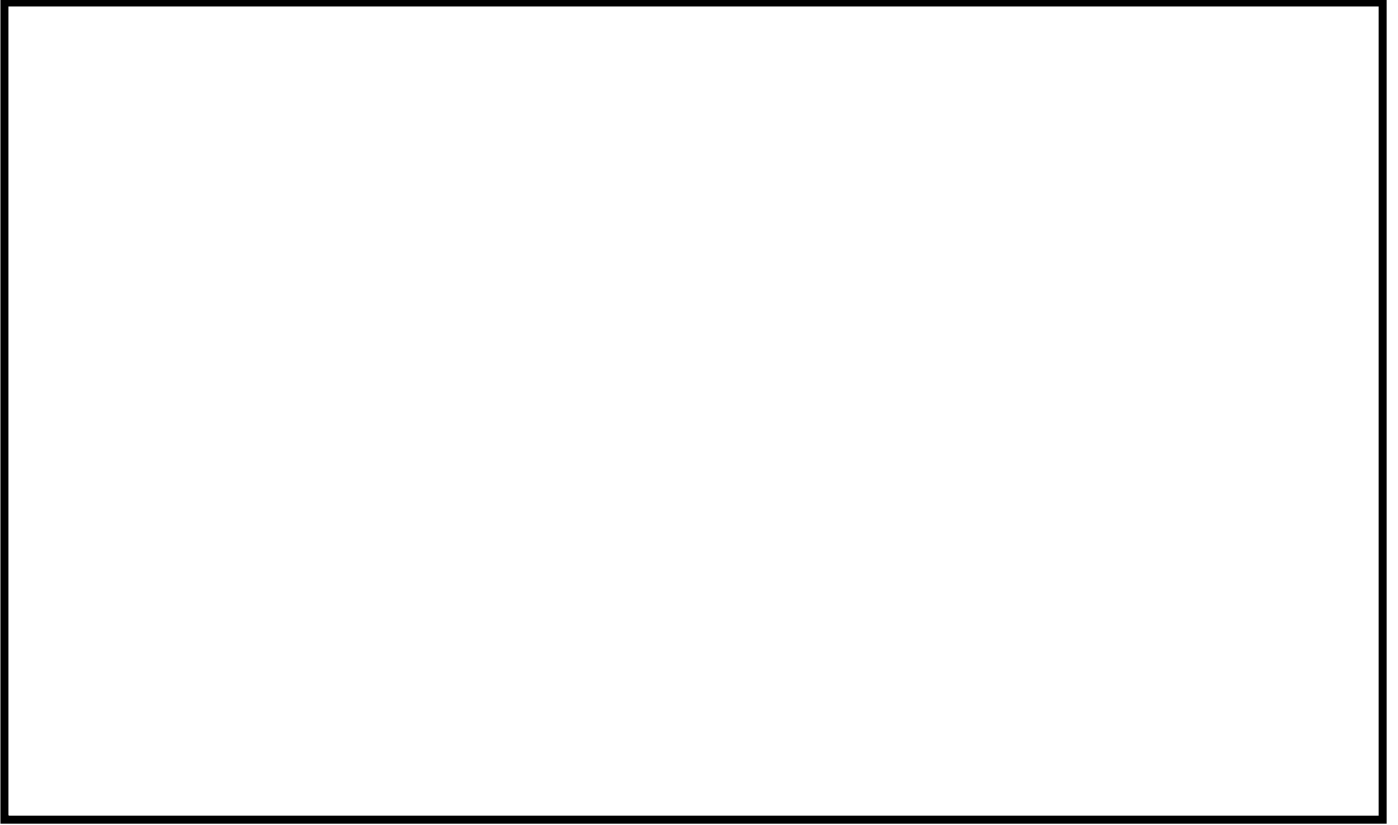
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

文書番号	QMS4-01-N01-40
制定日	H20. 2. 1
承認日	H27. 3. 5
施行日	H27. 3. 6

島根原子力発電所文書管理手順書

中国電力株式会社

島根原子力発電所



文書番号	QMS4-01-N02-12
制定日	H20.02.01
承認日	H26.07.15
施行日	H26.07.16

文書・記録保管手順書

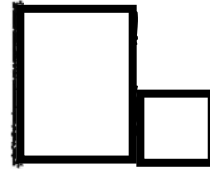
島根原子力発電所

総務課

特重専任ライ

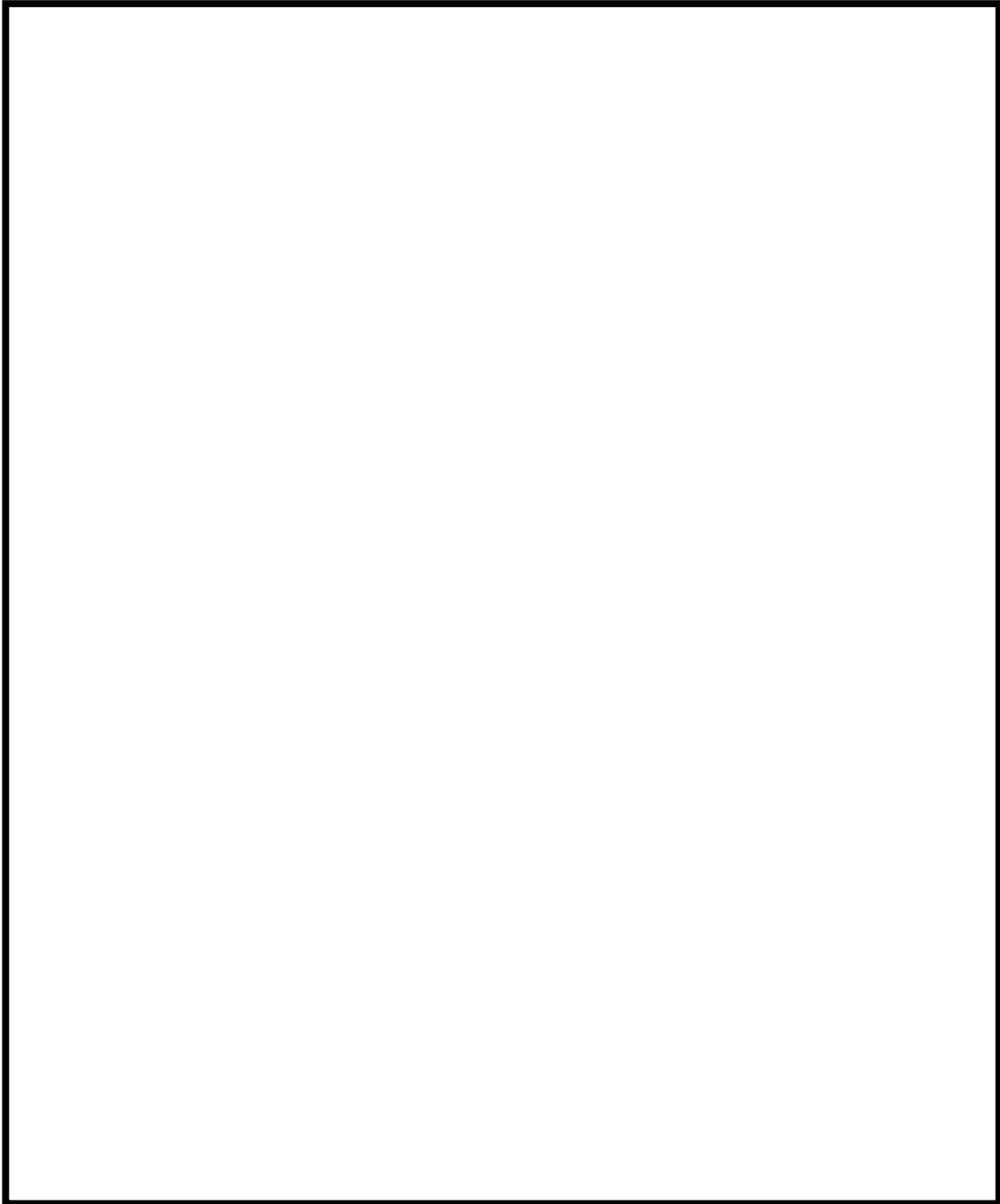
H26.10.15

メンバー	副長	担当

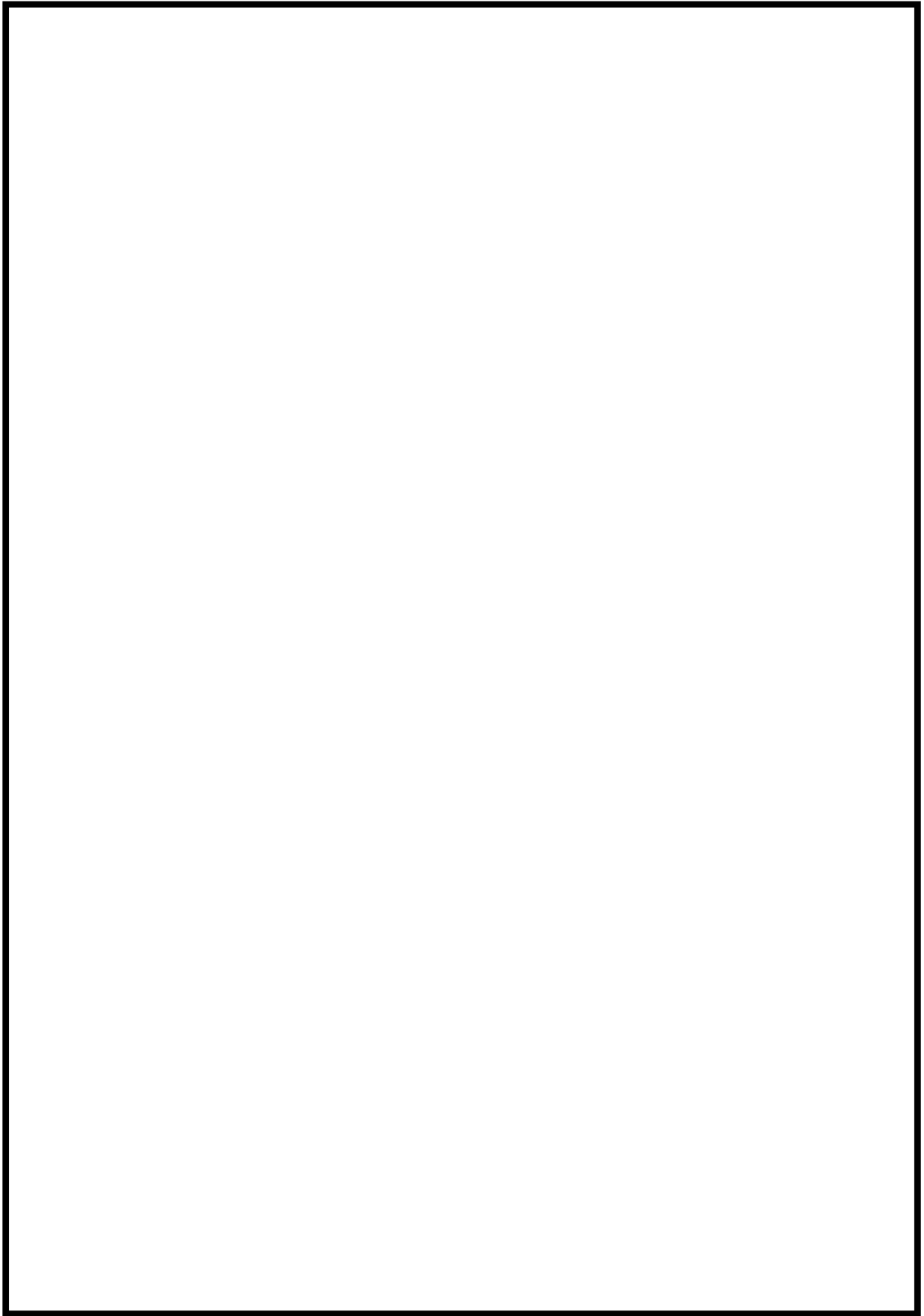


平成26年10月17日
電源事業本部（原子力運営）

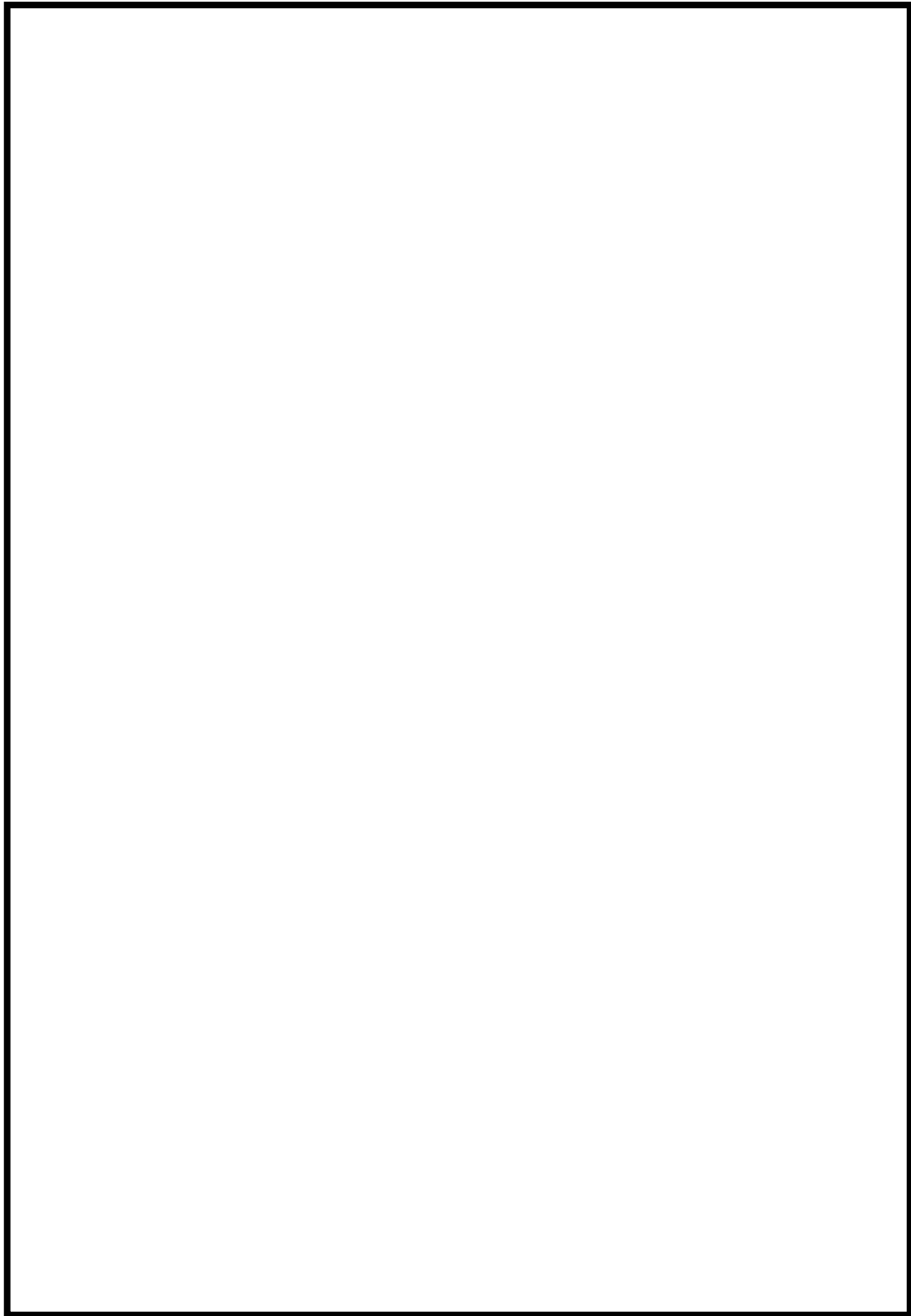
国から提供される特重施設に関する秘密情報の管理方法について



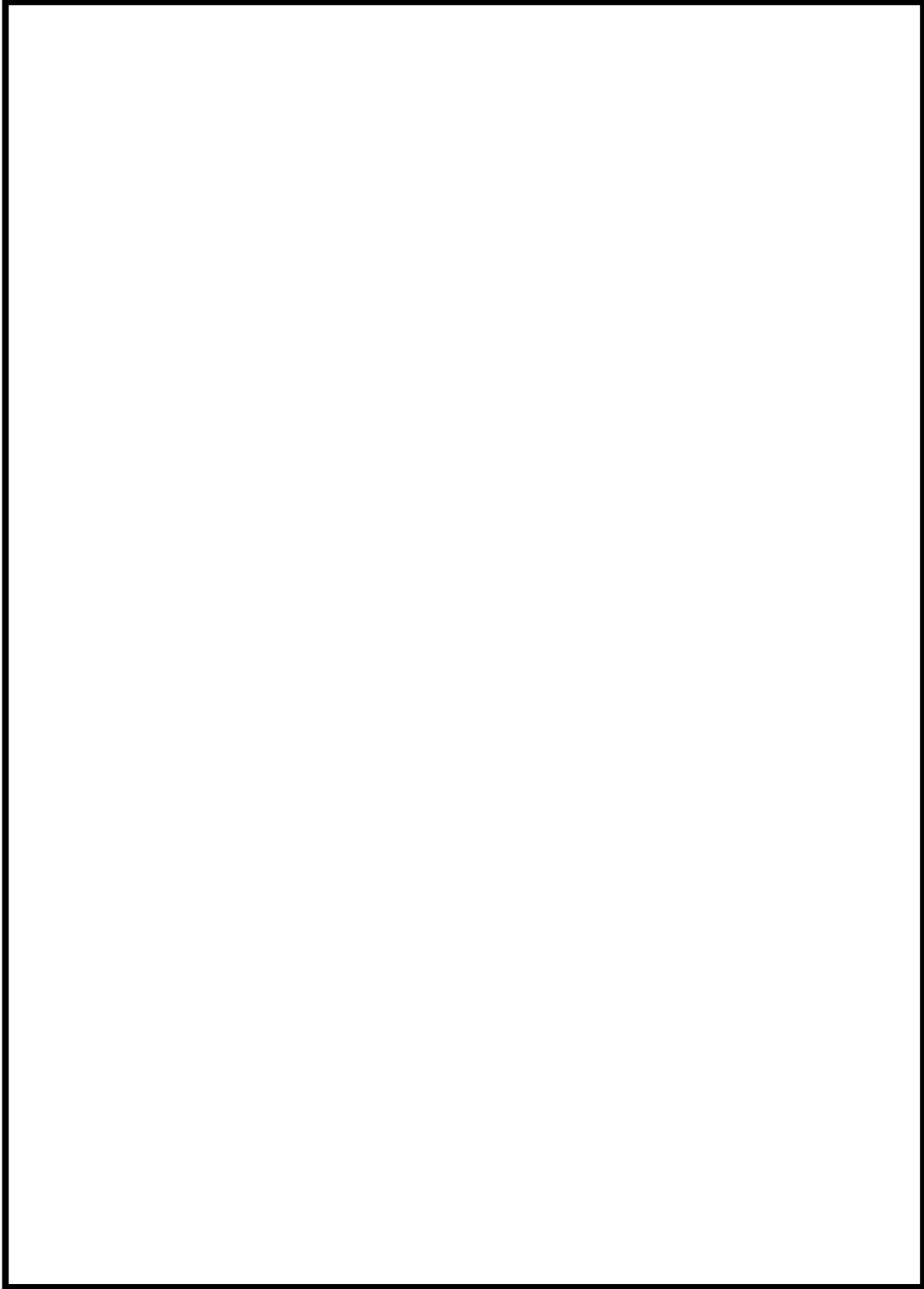
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



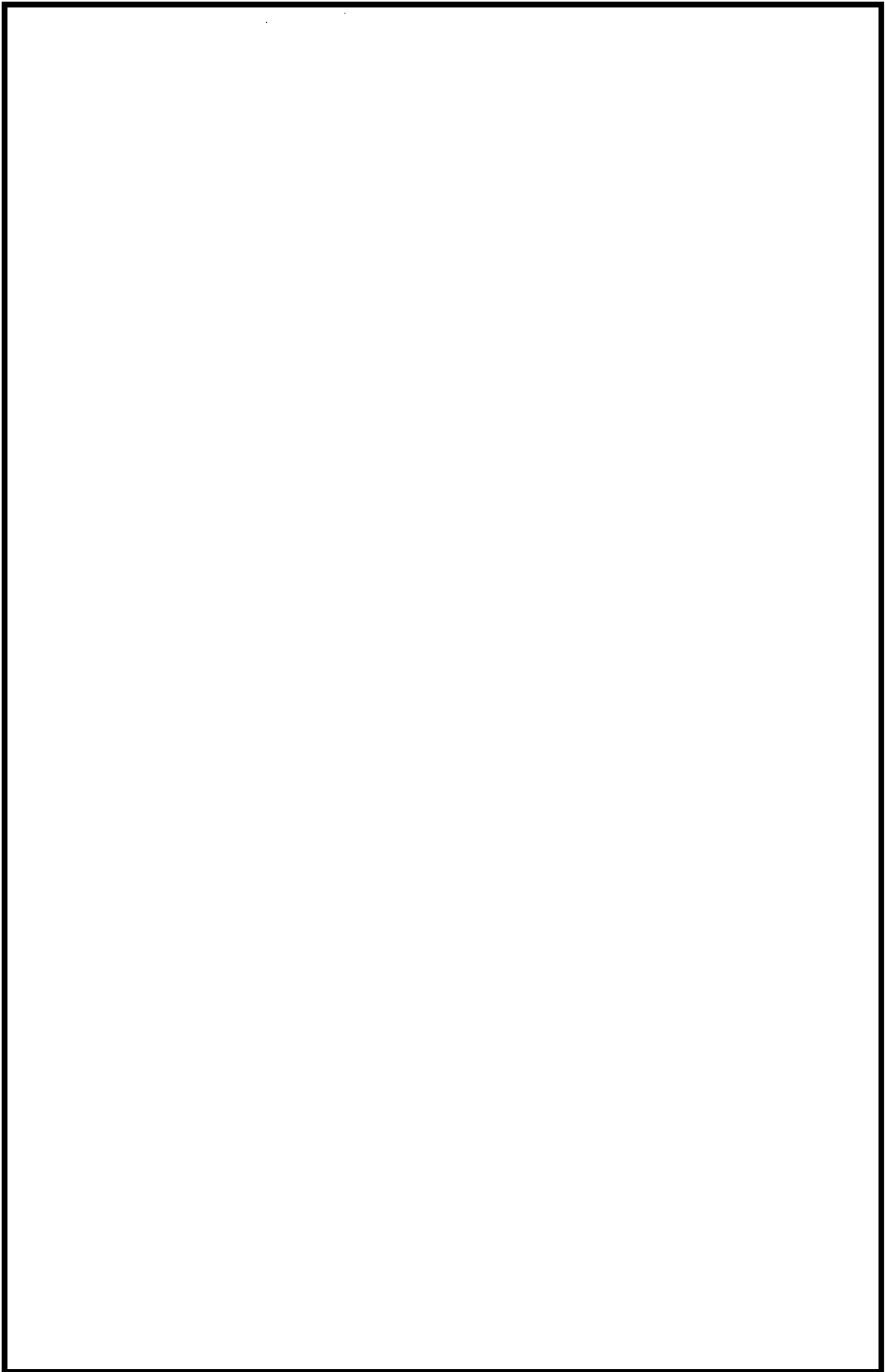
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



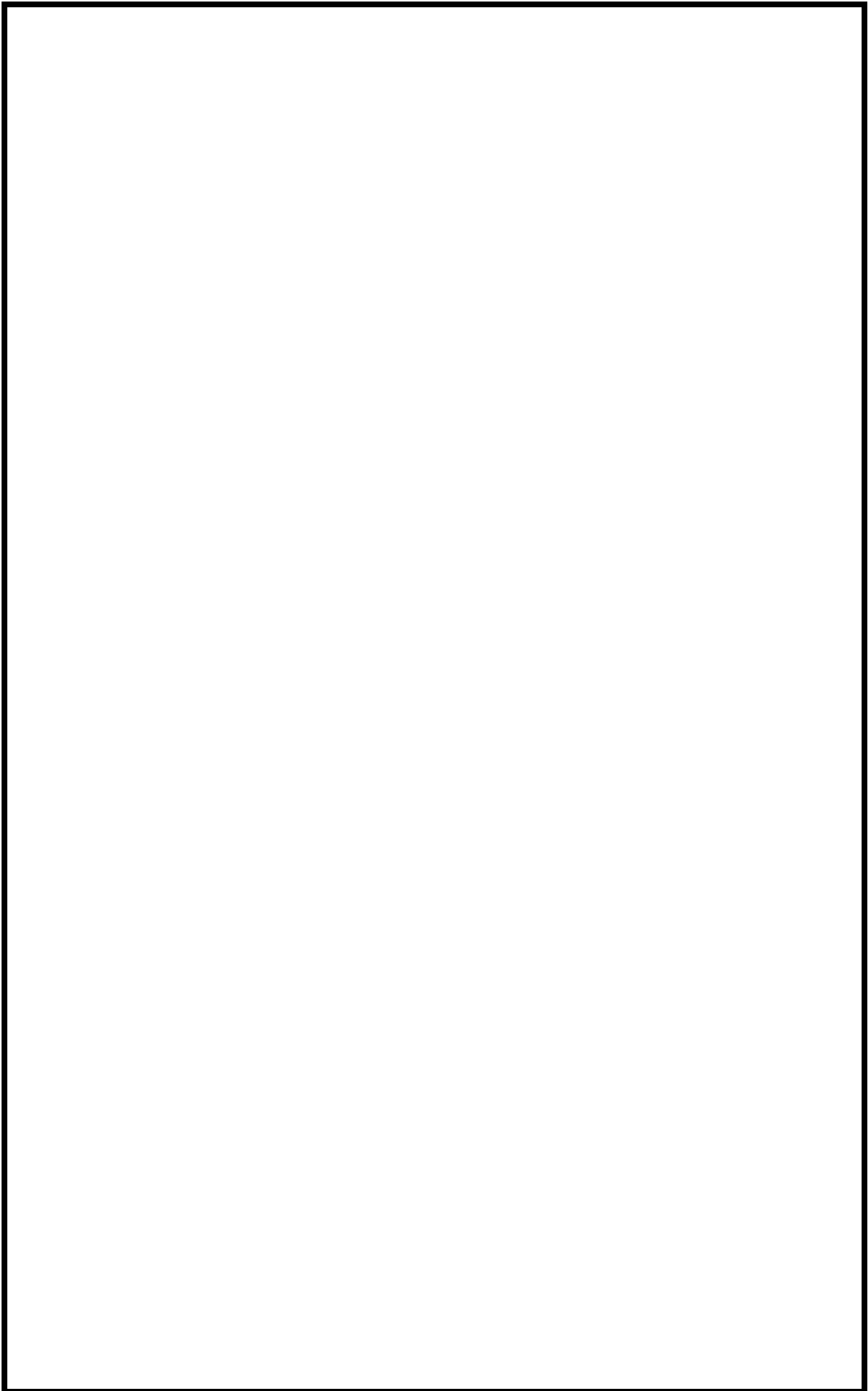
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



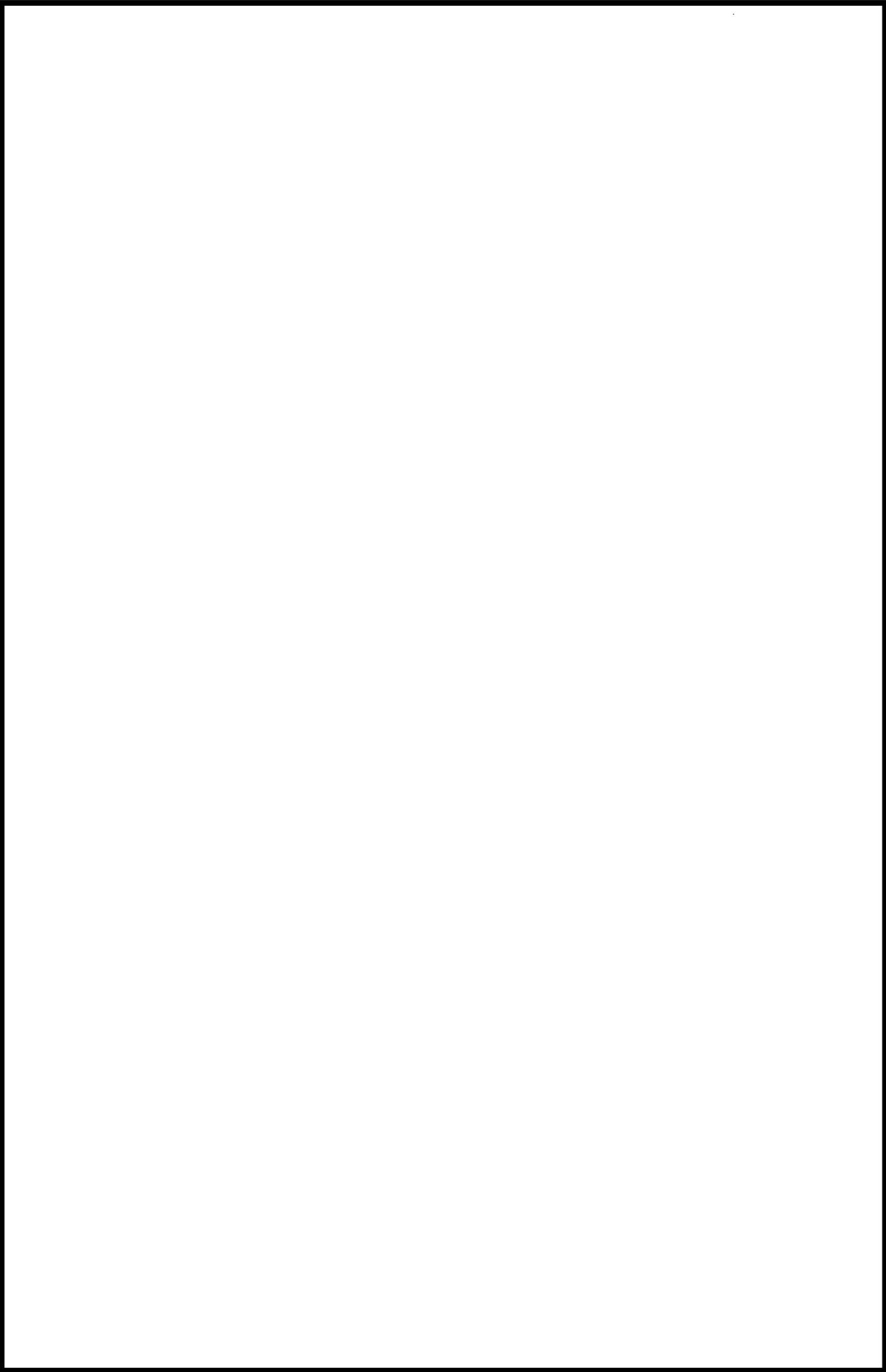
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

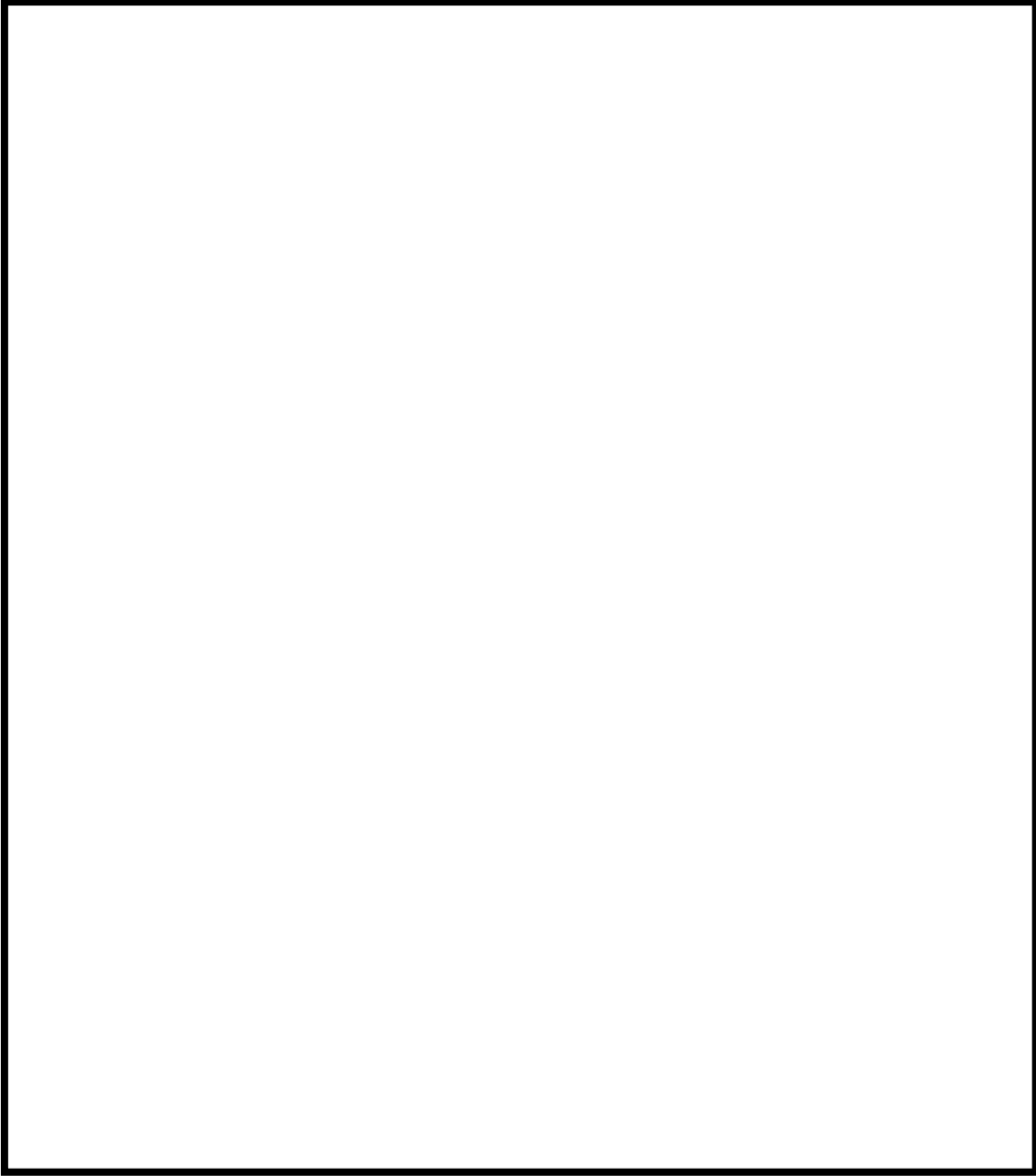


本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

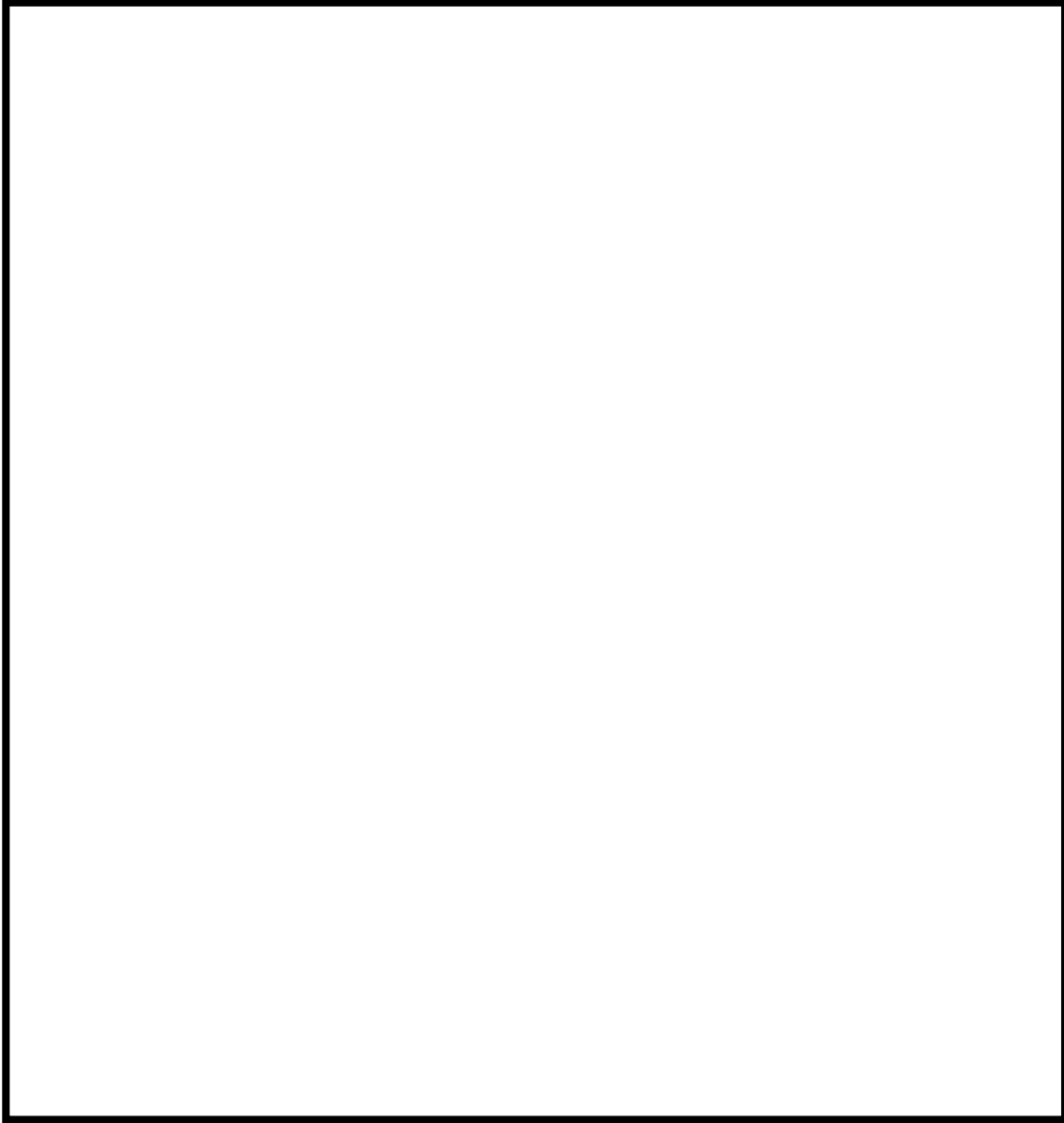


本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

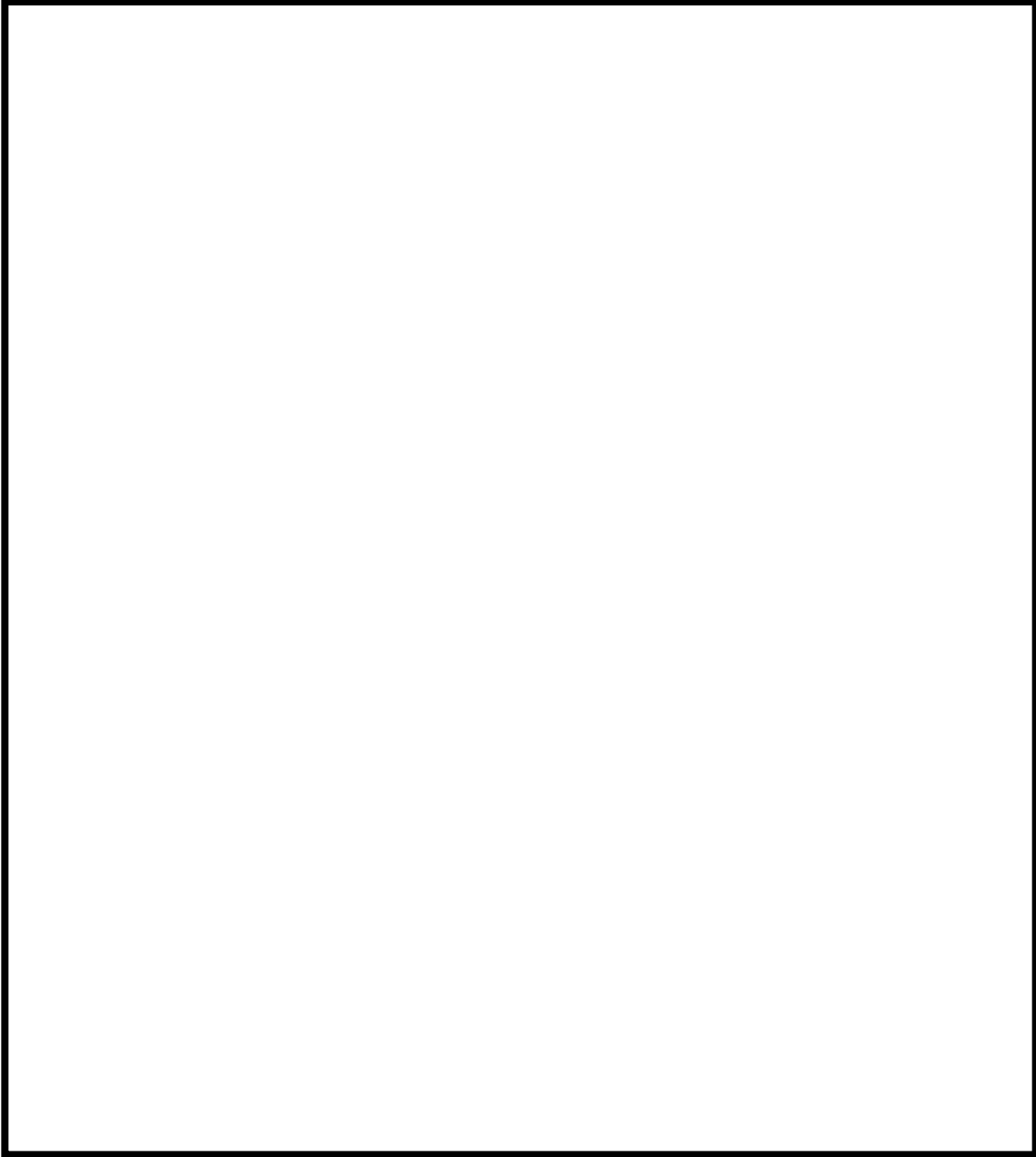




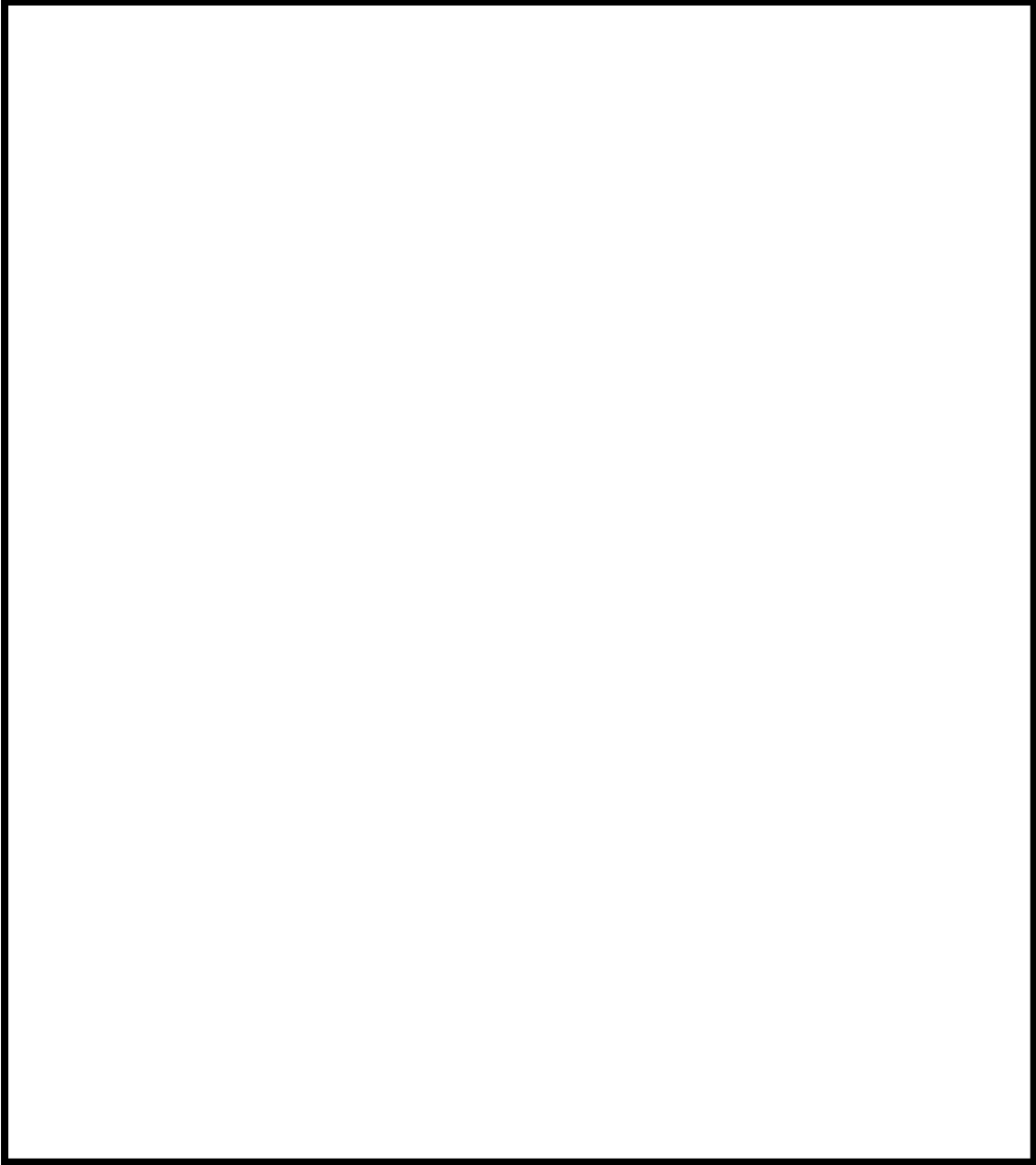
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

原子力品質保証規程

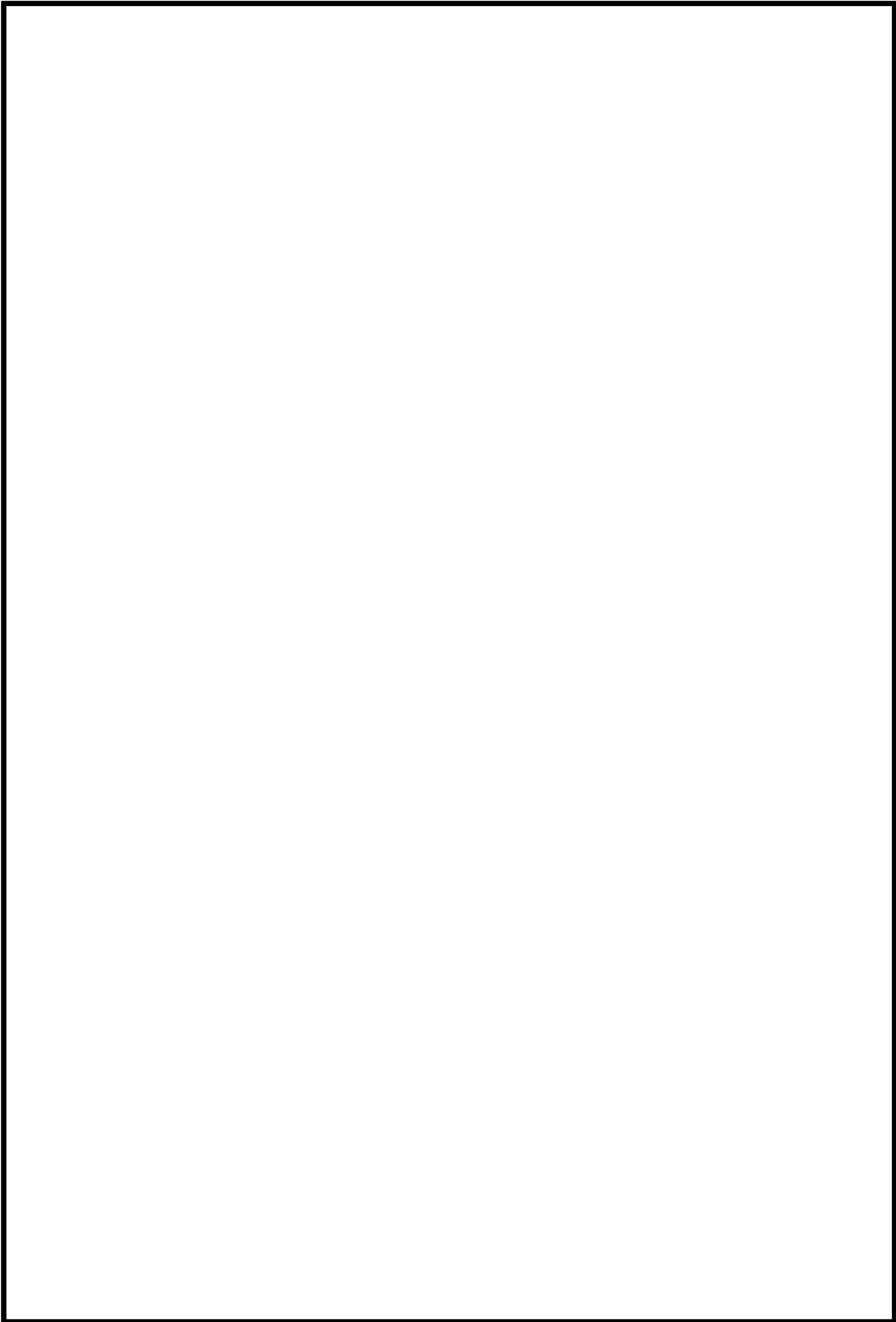
制 定	社規 1,669:H16.	3.	1
一部改正	社規 1,673:H16.	4.	30
一部改正	社規 1,676:H16.	6.	29
一部改正	社規 1,696:H17.	6.	29
一部改正	社規 1,699:H17.	8.	10
一部改正	社規 1,714:H18.	9.	1
一部改正	社規 1,718:H19.	2.	1
一部改正	社規 1,719:H19.	4.	1
一部改正	社規 1,730:H19.	12.	14
一部改正	社規 1,731:H20.	2.	1
一部改正	社規 1,752:H21.	2.	1
一部改正	社規 1,769:H21.	10.	14
一部改正	社規 1,776:H22.	2.	1
一部改正	社規 1,789:H22.	9.	7
一部改正	社規 1,791:H22.	10.	3
一部改正	社規 1,795:H23.	2.	1
一部改正	社規 1,801:H23.	5.	7
一部改正	社規 1,820:H24.	6.	27
一部改正	社規 1,828:H25.	2.	1
一部改正	社規 1,838:H25.	7.	1
一部改正	社規 1,839:H25.	7.	8
一部改正	社規 1,843:H26.	2.	7

制定日	H20. 2. 1
承認日	H26. 2. 28
施行日	H26. 3. 1

原子力品質保証細則

中国電力株式会社

電源事業本部



島根原子力発電所 原子炉施設保安規定

(抜粋)

平成26年3月

中国電力株式会社

第2章 品質保証

(品質保証計画)

第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質保証計画を定める。

【品質保証計画】

1. 目的

本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111-2009）」（以下「JEAC4111」という。）および関係法令に基づく品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。

2. 適用範囲

本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。

3. 定義

本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるものの他 JEAC4111 に従う。

(1) 原子炉施設

原子力発電所を構成する構築物、系統および機器等の総称のことをいう。（以下、本条において同じ。）

(2) 原子力施設情報公開ライブラリー

原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下、「ニューシア」という。）

(3) BWR事業者協議会

国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第106条において同じ。）

4. 品質マネジメントシステム

4.1 一般要求事項

(1) 第4条（保安に関する組織）に定める発電所の保安に関する組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) 組織は、次の事項を実施する。

a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」、「原子力安全管理監査細則」および4.2.1c)、d)に示す規定類で明確にする。

b) これらのプロセスの順序および相互関係を「図1 品質マネジメントシステムにおけるプロセス間の相互関係」に示す。

c) これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準および方法を明確にする。

4. 2 文書化に関する要求事項

4. 2. 1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。また、これらの文書体系を「図 2 品質マネジメントシステム文書体系図」に、規定類と保安規定各条文との関連を b), c) および d) の表に示す。

なお、c), d) の記録は、適正※に作成する。

※適正とは、不正行為がなされていないことをいう。

a) 文書化した、品質方針および品質目標の表明

b) 品質マニュアル

品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。

一次文書名 (関連条文)	制定者
本品質保証計画	社長
原子力品質保証規程 (第 3 条)	社長
原子力品質保証細則 (第 3 条)	電源事業本部長
原子力安全管理監査細則 (第 3 条)	考査部門長

c) JEAC4111 が要求する“文書化された手順”および記録

このうち、JEAC4111 が要求する“文書化された手順”である二次文書を以下の表に示す。

関連条項 ・項目	実施部門			監査部門				
	一次文書名		二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名		二次文書名 (関連条文)	制定者
4.2.3 文書管理	原子力 品質保証 規程	原子力 品質保証 細則	文書・記録管理基本要領 (第 3 条)	電源事業本部長	原子力 品質保証 規程	原子力 安全 管理 監査 細則	原子力安全 管理監査要領 (第 3 条)	考査部門部長 (原子力監査)
4.2.4 記録の管理			実施部門内部監査基本要領 (第 3 条)	電源事業本部長				
8.2.2 内部監査			不適合管理・ 是正処置基本要領 (第 3 条)	電源事業本部長				
8.3 不適合管理			予防処置基本要領 (第 3 条)	電源事業本部長				
8.5.2 是正処置								
8.5.3 予防処置								

4. 2. 2 品質マニュアル

- (1) 組織は、品質マニュアルとして、次の文書を作成し、維持する。
 - a) 本品質保証計画
 - b) 原子力品質保証規程
当社の品質マネジメントシステムとして本品質保証計画を含め社長がこれを定める。
 - c) 原子力品質保証細則
「原子力品質保証規程」に基づき、電源事業本部長が実施部門の細部事項を定める。
 - d) 原子力安全管理監査細則
「原子力品質保証規程」に基づき、考査部門長が監査部門の細部事項を定める。
- (2) 組織は、品質マニュアルに、次の事項を含める。
 - a) 品質マネジメントシステムの適用範囲
 - b) 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”またはそれらを参照できる情報
 - c) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述

4. 2. 3 文書管理

- (1) 組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を遵守するために、規定類に基づき、保安規定上の位置付けを明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録は文書の一つではあるが、4. 2. 4に規定する要求事項に従って管理する。
- (2) 組織は、次の活動に必要な管理を規定するために、文書管理に関する社内規定を確立する。
 - a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。
 - b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。
 - c) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別を確実にする。
 - d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
 - e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。
 - f) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。
 - g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

4. 2. 4 記録の管理

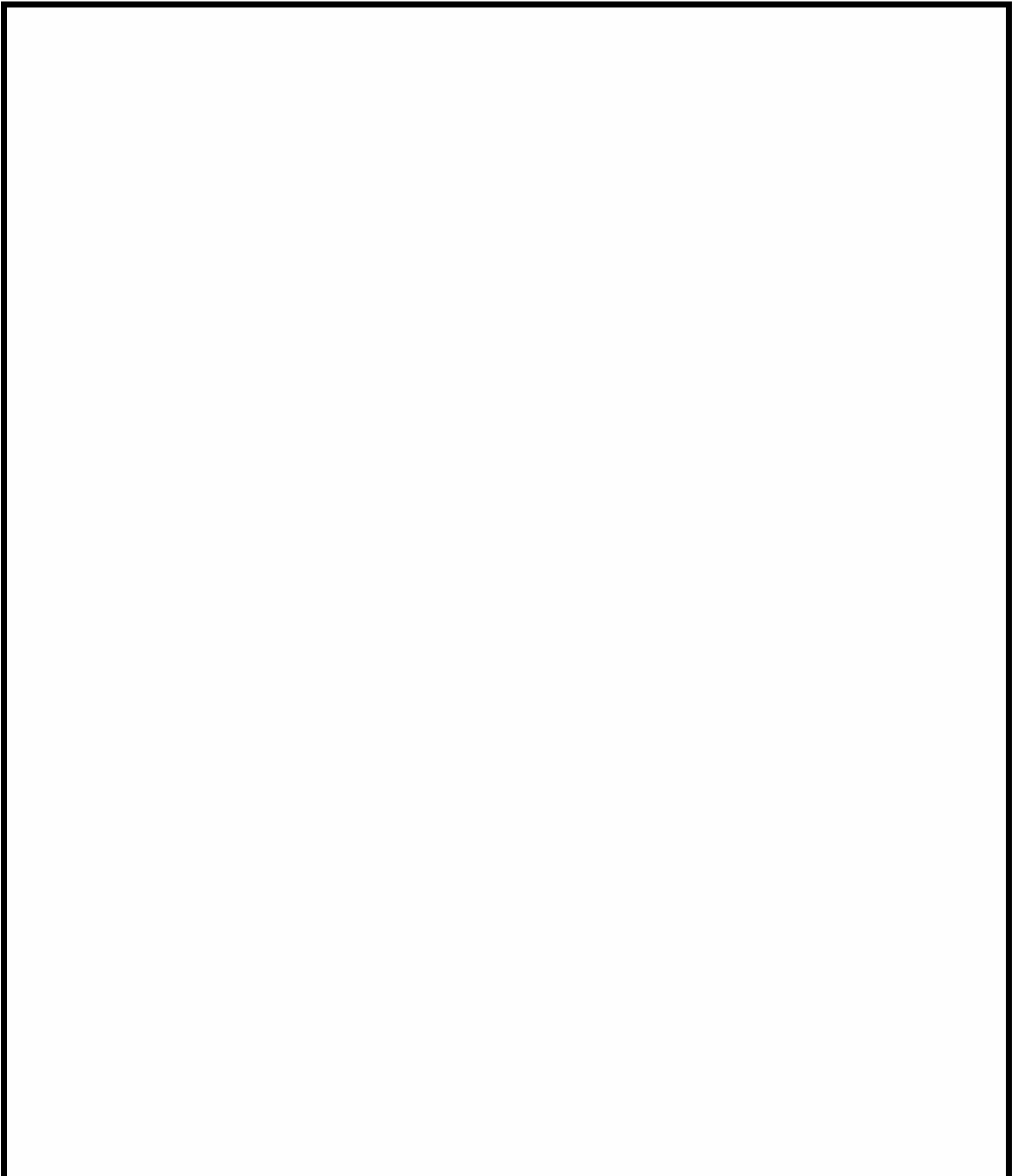
- (1) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために適正に作成する記録の対象を明確にし、管理する。
- (2) 組織は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理を規定するために、記録の管理に関する社内規定を確立する。
- (3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。

原子力品質保証規程

制 定 社規 1,669 : 2004. 3. 1

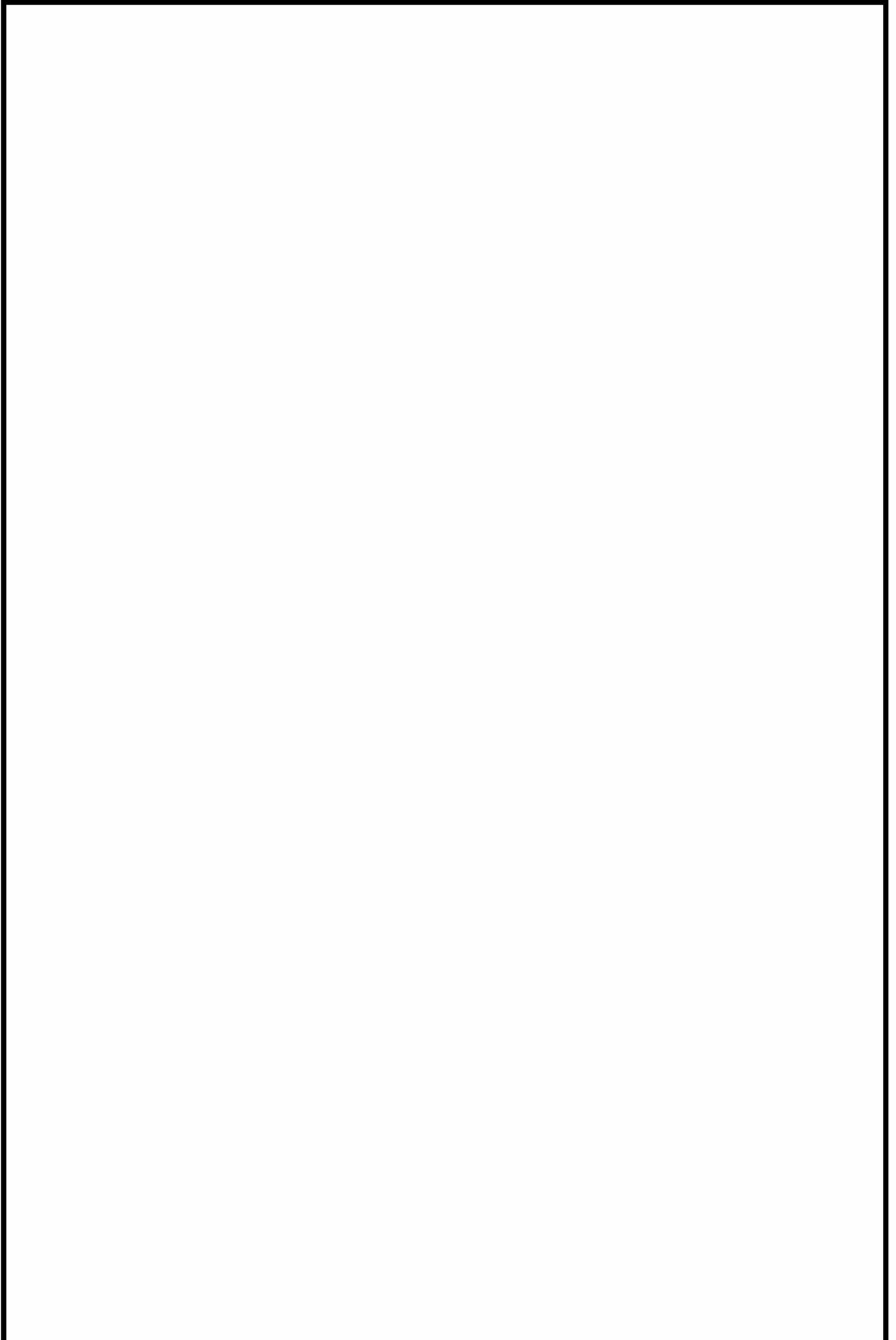
一部改正 社規 1,933 : 2020. 9. 25

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

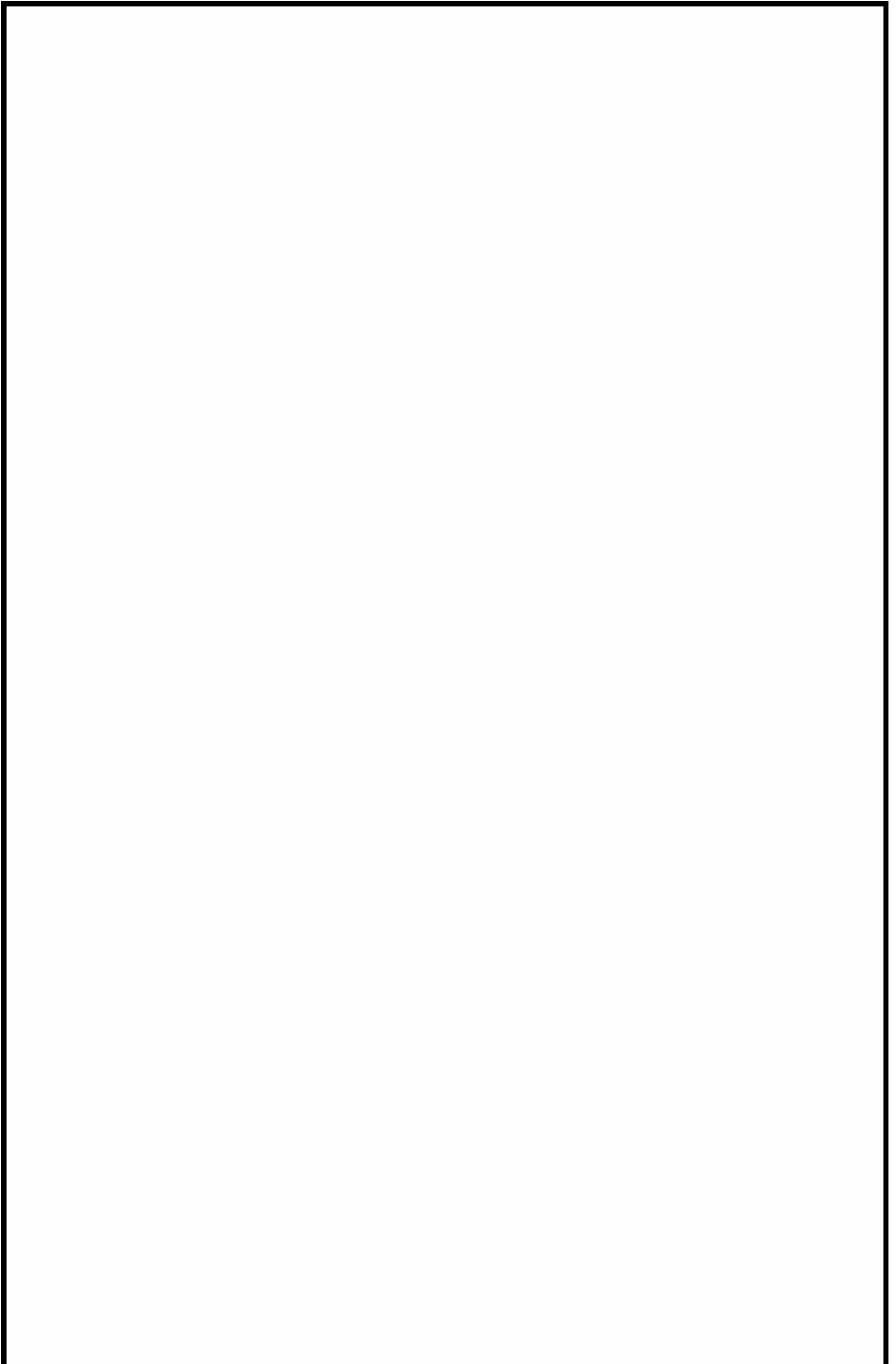
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

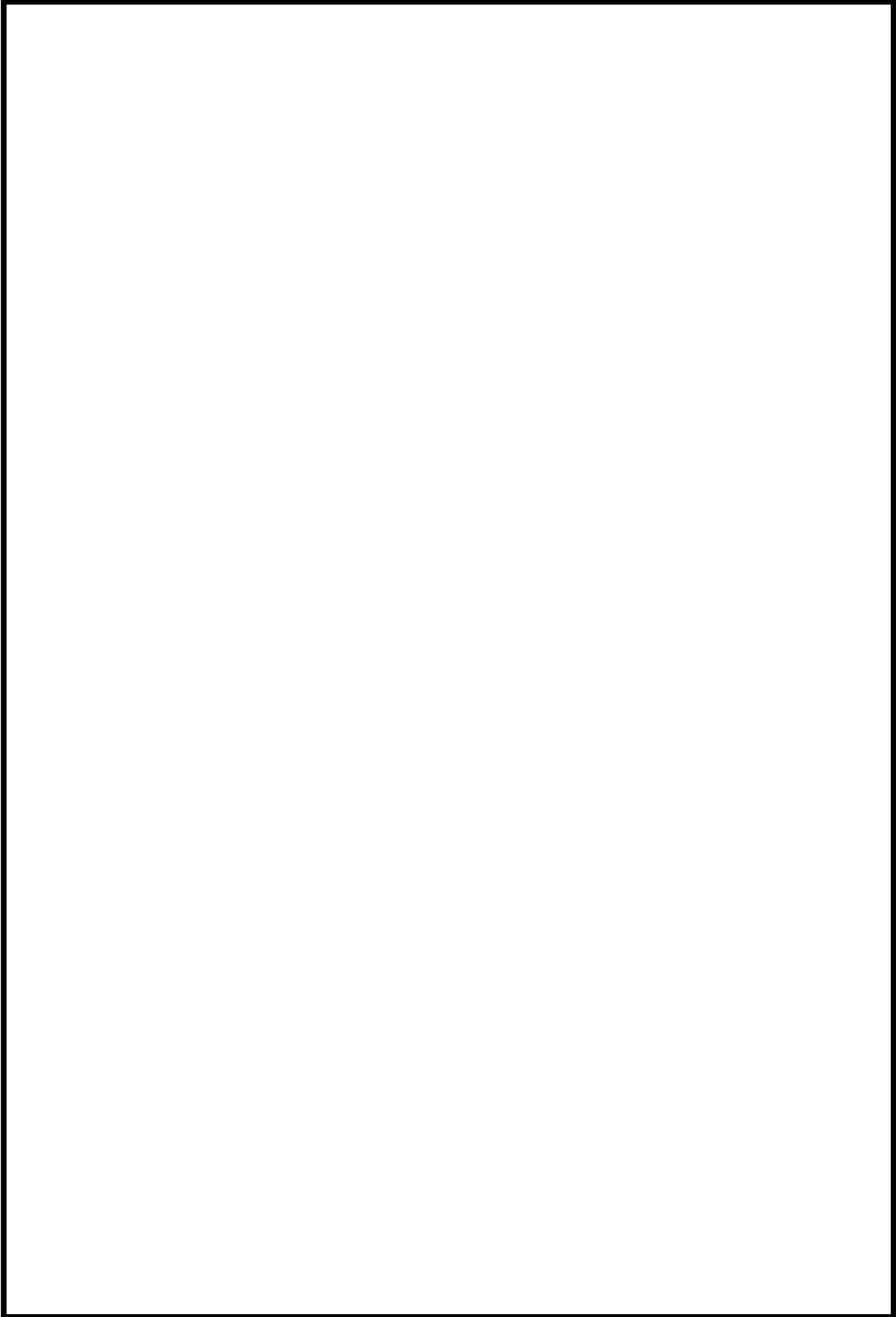
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

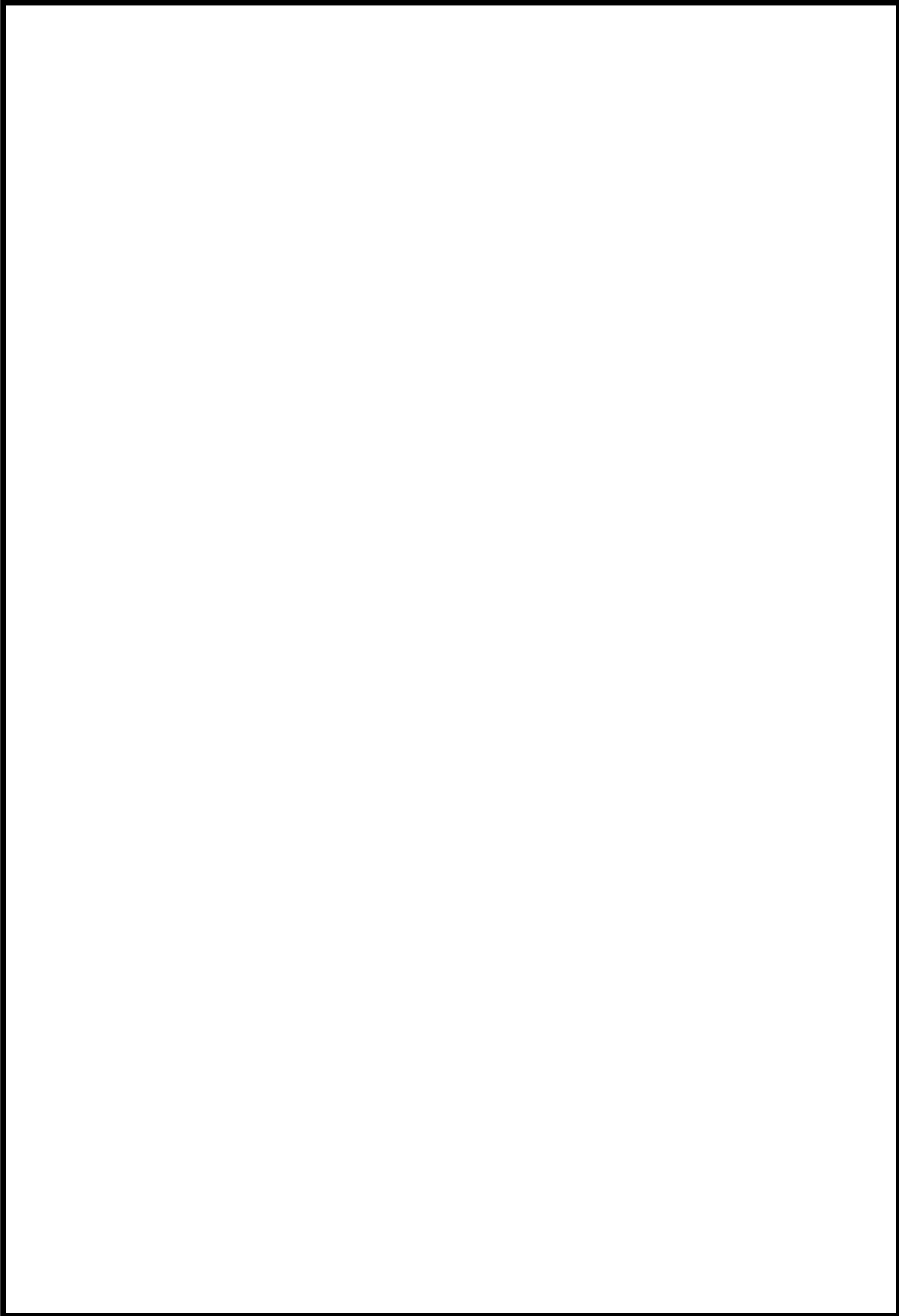
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

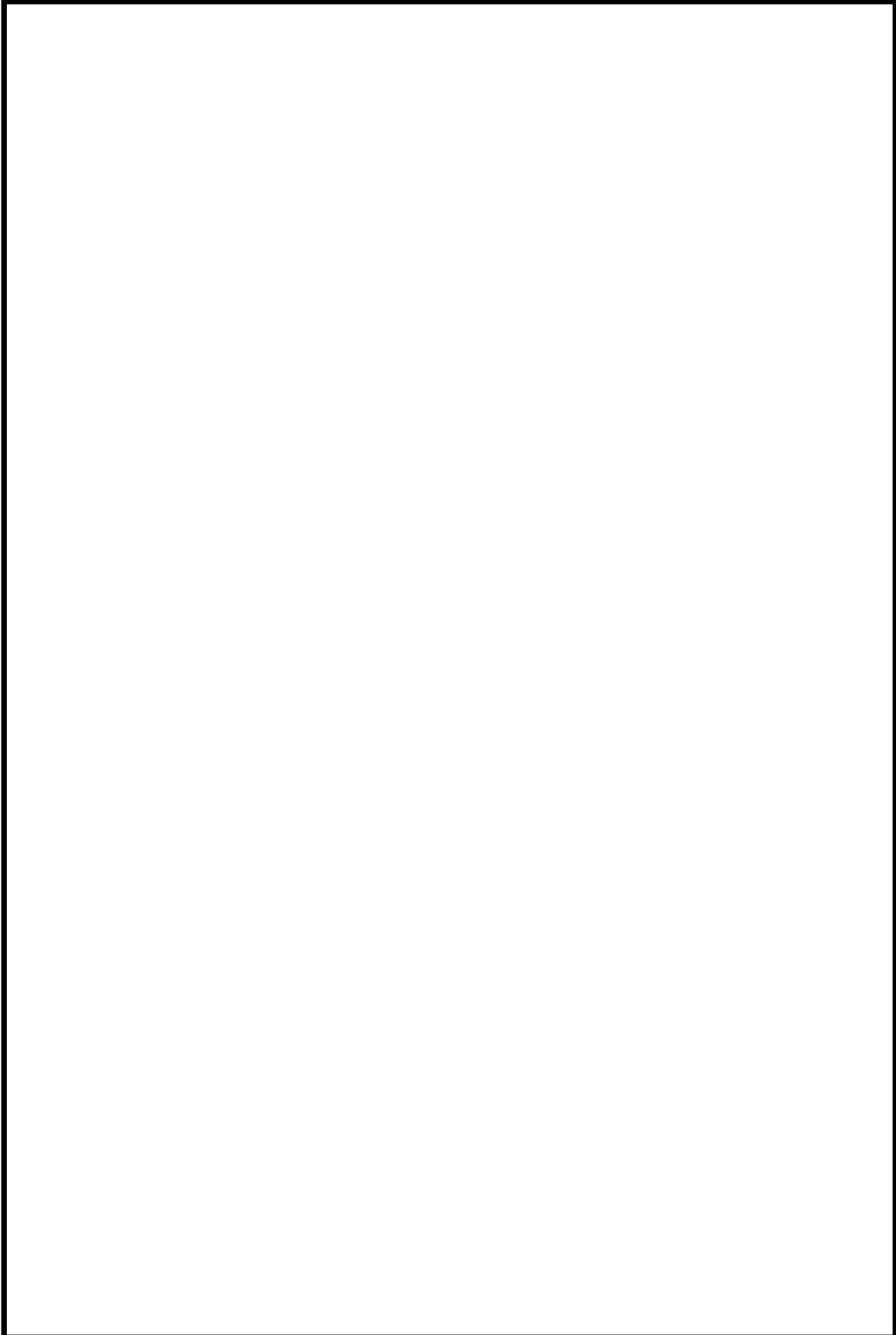


本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

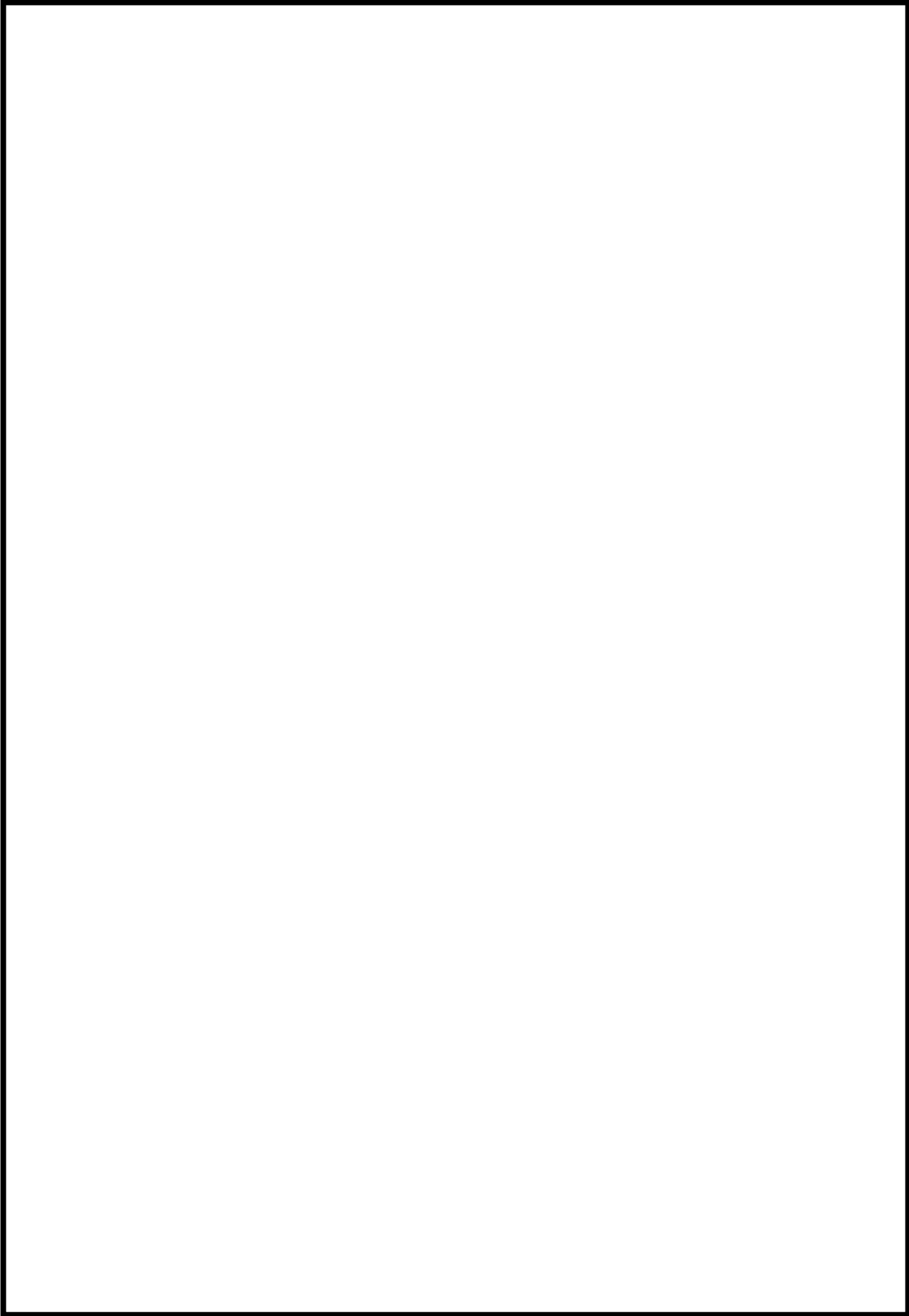
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

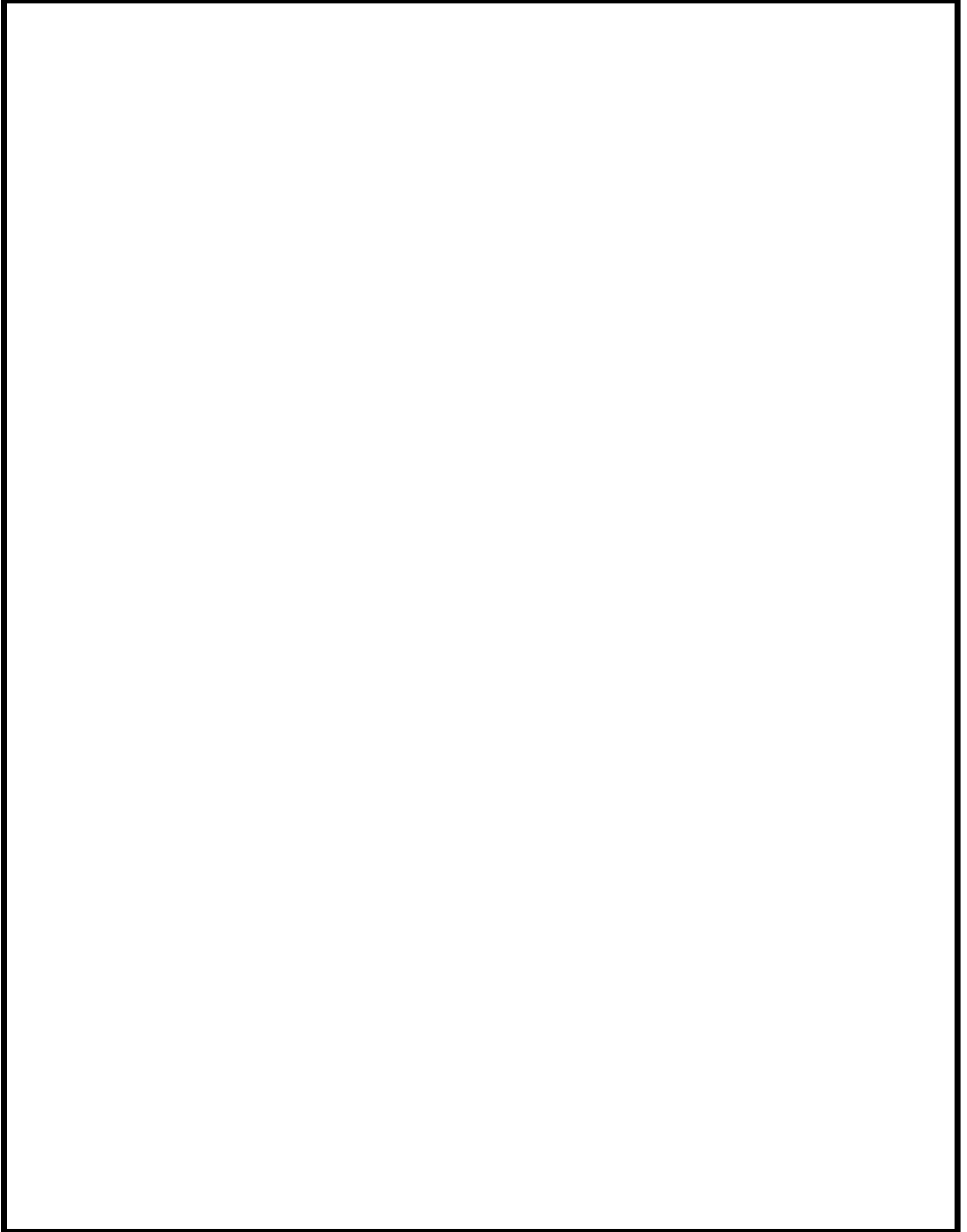


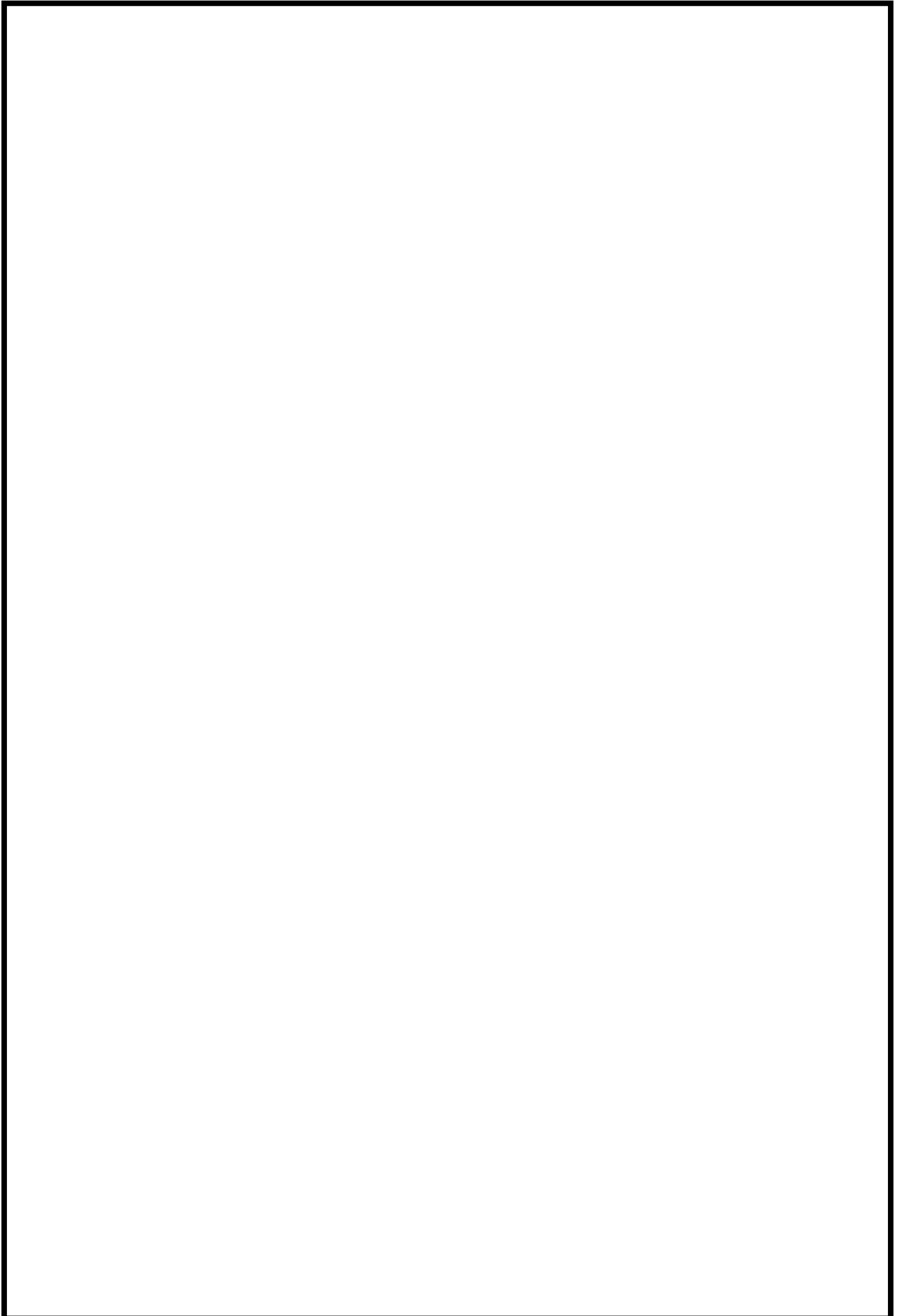


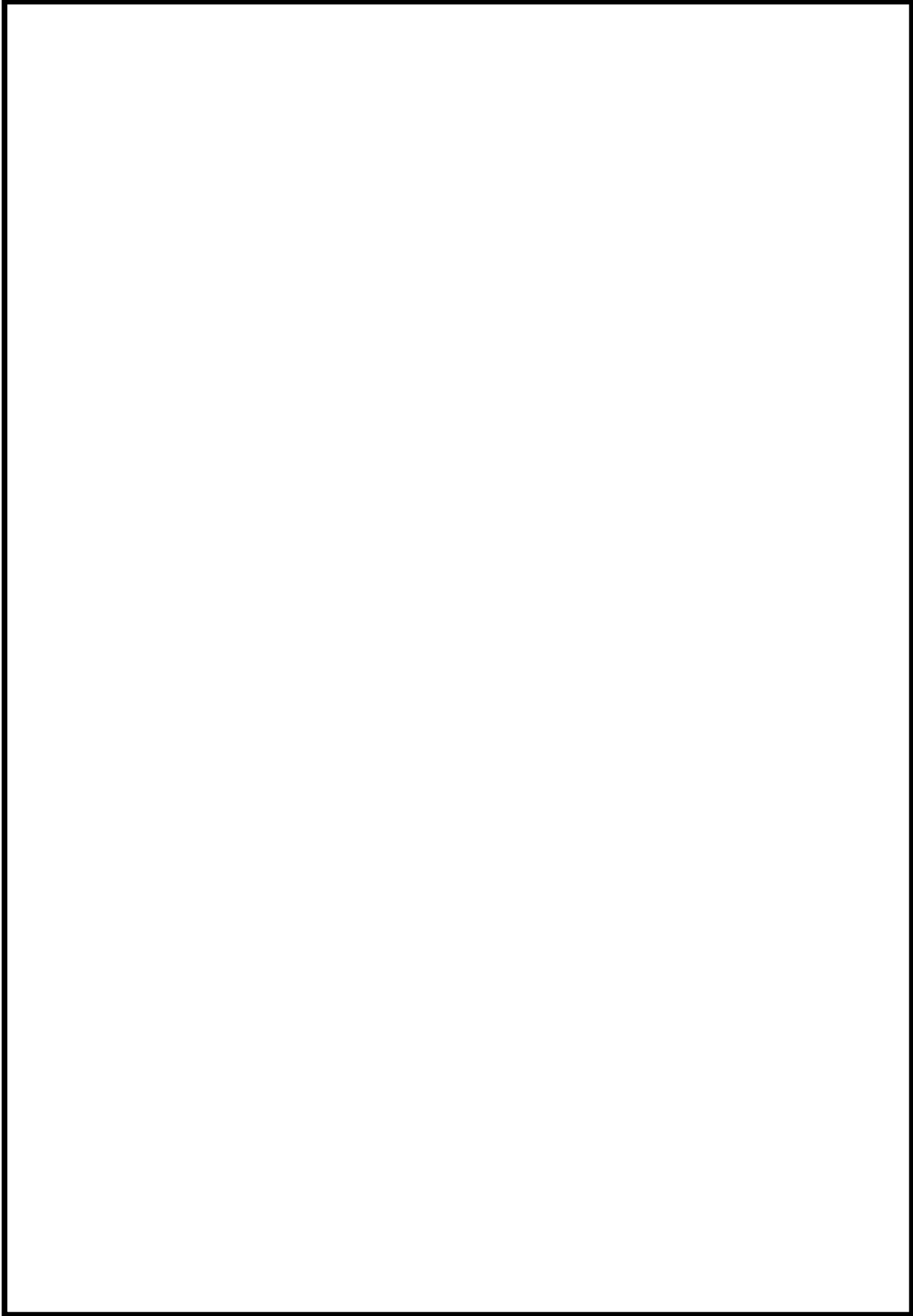


本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。









制定日	2008. 2. 1
承認日	2019. 9. 17
施行日	2020. 9. 25

原子力品質保証細則

中国電力株式会社

電源事業本部

